

---

# 苫小牧市高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画

---

平成27年度～平成29年度

**【素案】**

平成26年12月

苫小牧市

# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目的	1
2	計画の根拠と位置づけ	2
3	計画期間	2
4	計画策定の方法	3
第2章	高齢者を取り巻く状況	4
1	高齢者の現状と見込み	4
第3章	第5期計画の取組み状況と第6期計画の課題	8
1	第5期計画における重点施策の状況	8
2	介護保険事業の状況	9
3	市民ニーズと第6期計画の課題	11
第4章	高齢者施策の将来ビジョン	15
1	平成37年の将来像	15
2	第6期計画の目標	15
3	施策体系図	16
第5章	地域包括ケアシステム構築のための重点取組み事項	17
第6章	高齢者福祉施策の推進	19
基本施策 1	健康寿命の延伸	19
基本施策 2	介護予防事業の推進	23
基本施策 3	安心と信頼の介護保険制度の推進	26
基本施策 4	地域における安心で活力のある暮らしの支援	34
基本施策 5	安心して暮らせる生活環境づくり	46
第7章	介護保険事業の推進	50
1	介護保険サービス利用者数の見込み	50
2	施設・居住系サービス利用者数の見込み	51
3	標準的居宅サービス等利用者数の見込み	52
4	サービス利用量の見込み	53
5	施設整備の見込み	56
6	介護保険サービス事業費の見込み	57
第8章	介護保険料の算定	62
1	国の第6期保険料の基本的な考え方	62
2	第1号被保険者が負担する保険料の設定	63
3	介護保険料の算定	66
第9章	計画推進のために	68
1	計画の推進体制	68
2	計画の進行管理	69

# 第1章 計画の策定にあたって

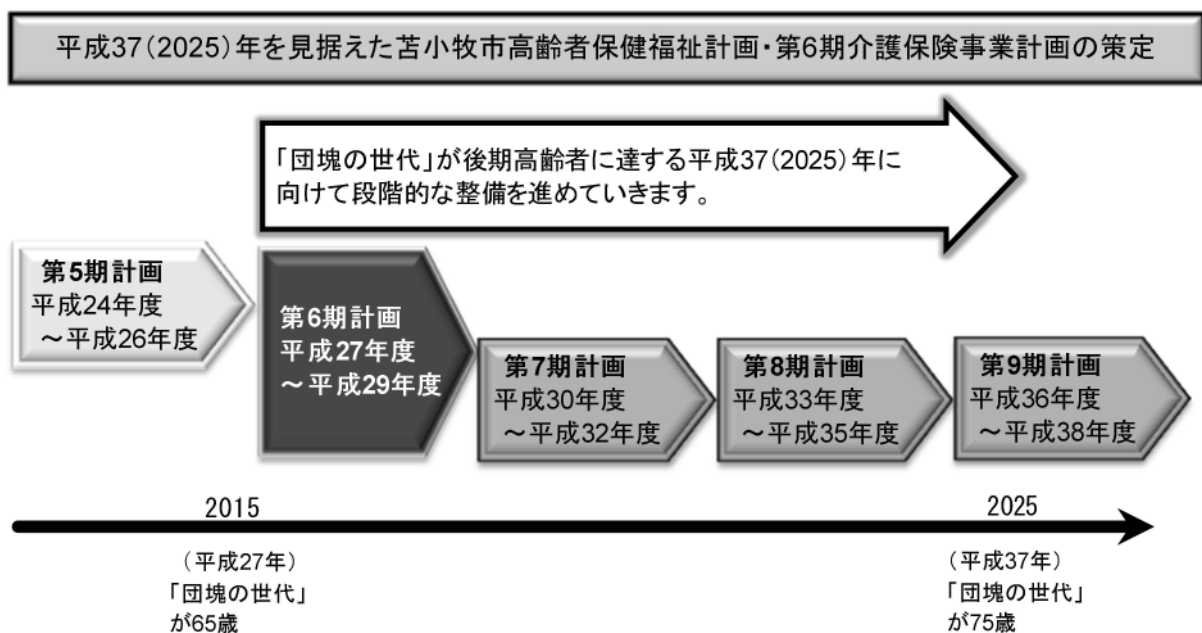
## 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目的

本市では、高齢者が地域で安心した暮らしを続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」実現のため第5期介護保険事業計画を策定し、新たな視点での取組みをスタートしてきました。

本計画は第5期計画で開始した地域包括ケアシステム実現のための方向性を継承しつつ、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年に向け、中長期的な視野に立った施策の展開を図る計画となるものです。

その取組みとして、第5期計画で実施した事業の実績を踏まえ、介護保険制度の改革に伴う各種施策を体系的に整理し、今後の目標と実施体制等を掲げる「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定します。

図表1 第6期介護保険事業計画の位置づけ



## 2 計画の根拠と位置づけ

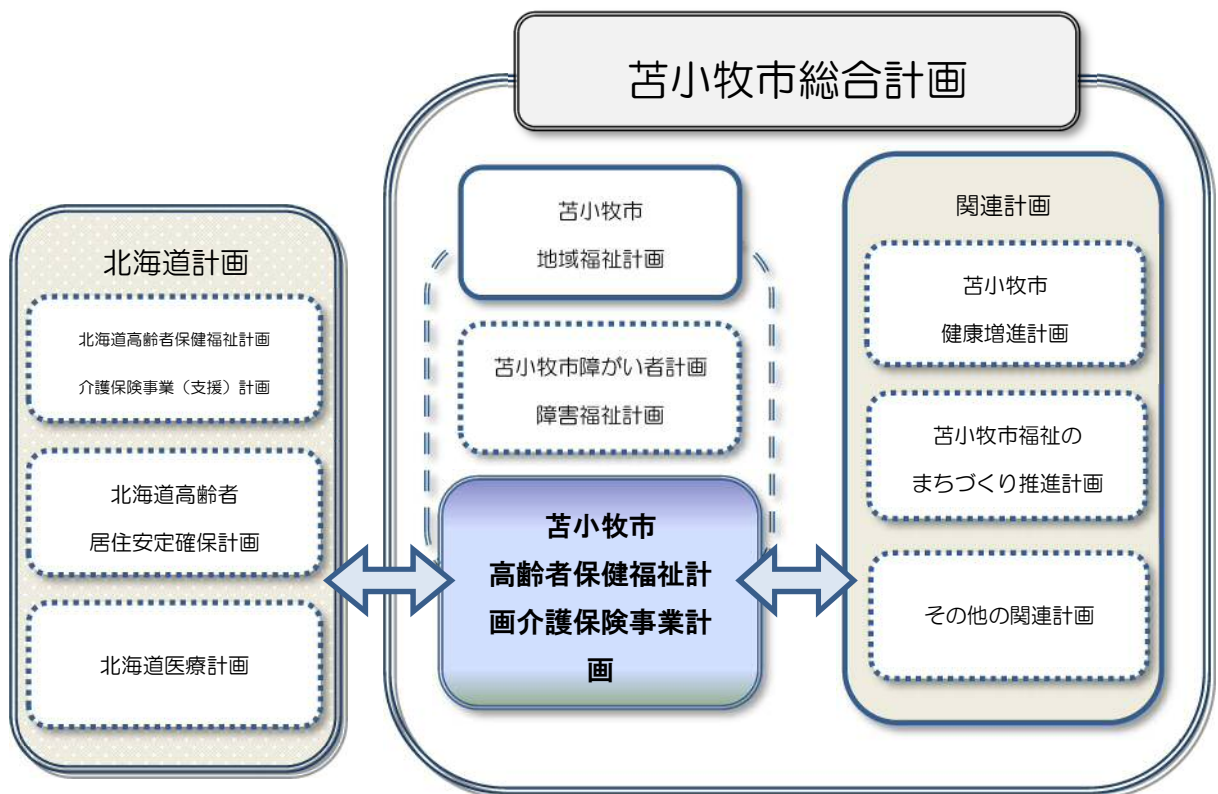
### (1) 法的な位置づけ

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法第20条の8」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法第117条第1項」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

本市においては、道の計画作成指針に即しつつ、地域包括ケアシステム構築の観点からも、高齢者の保健・福祉・医療分野の連携による総合的な取組みが不可欠であることから、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体の計画として策定しています。

### (2) 計画の位置づけ

図表2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と他計画等との関係



## 3 計画期間

計画期間は、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの3年間です。

## 4 計画策定の方法

### (1) 策定体制

本市における高齢者保健・福祉事業及び介護保険事業の円滑かつ適切な運営を行うため、庁内の関連部署との連携を図りました。また、関係団体の代表者、市民代表により構成される介護保険事業等運営委員会を開催し、意見や提言を受けています。

### (2) 意向把握

本計画の策定にあたり、平成25年12月～平成26年1月に介護サービス利用アンケート、平成26年4月～平成26年5月に日常生活圏域ニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

図表3 調査の概要

	介護サービス利用アンケート			日常生活圏域ニーズ調査
対象者	①介護サービス未利用者とその家族 ②介護サービス（居宅）利用者とその家族 ③介護サービス（施設）利用者			平成26年4月1日現在、65歳以上及び要支援1・2のうち、和暦で奇数生まれの方
配布数	① 400人	② 700人	③ 310人	17,430人
回収率	① 46.8%	② 56.7%	③ 64.5%	83.0%
方法	郵送による配布・回収			郵送による配布・回収
調査時期	平成25年12月25日～平成26年1月24日			平成26年4月22日～平成26年5月16日
調査項目	①家族構成、現在の要介護度、認定を受けた理由、サービスを利用しない理由、今後のサービス利用意向、今後希望する生活、介護保険料の負担感、生活への不安、家族介護者の状況、介護負担軽減への意見等 ②家族構成、現在の要介護度、介護が必要になった主な原因、ケアマネジャーの対応、サービスの満足度、サービスの利用効果、介護保険料・利用料金の負担感、生活への不安、今後希望する生活、家族介護者の状況、介護負担軽減への意見等 ③現在生活している場所、入所前の家族構成、要介護度、介護認定結果、施設入所の理由、入所期間、サービスの満足度、利用料金、今後希望する生活、介護保険料の負担感等			世帯状況、生活状況、運動、閉じこもり、転倒、口腔、栄養、物忘れ、日常生活、社会参加、健康

### (3) パブリックコメント（意見募集）の実施

パブリックコメントを実施します。

# 第2章

# 高齢者を取り巻く状況

## 1 高齢者の現状と見込み

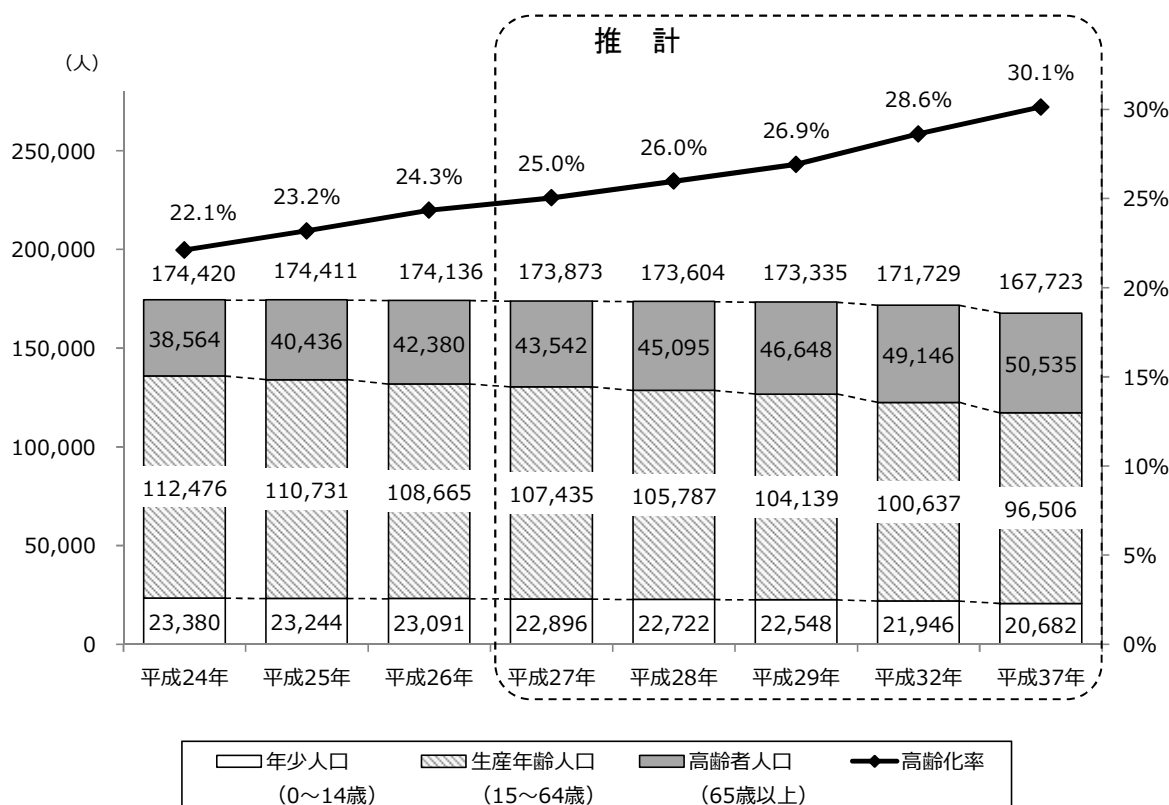
### (1) 人口構造

#### ①年齢3区分人口・高齢化率の推移

苫小牧市の総人口は、平成24年以降、横ばいから緩やかな減少傾向となり、平成37（2025）年の総人口は167,723人となることを見込まれます。

高齢化率については、総人口が横ばいから減少傾向にある一方で、高齢者数の上昇傾向が続くことから、平成27年以降の3年間で1.9ポイント上昇し26.9%となり、平成37（2025）年には30.1%となることを見込まれます。

図表4 総人口の推移



注：実績は住民基本台帳（各年9月末日）

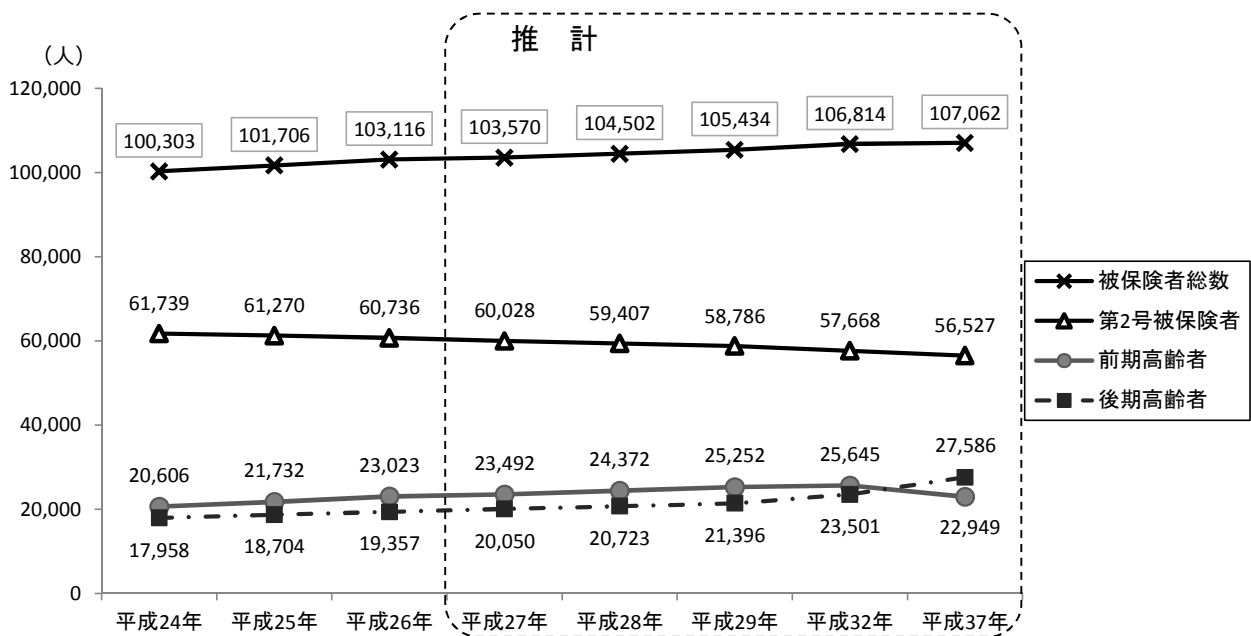
## (2) 被保険者と要介護認定の状況

### ①被保険者数の推移

介護保険被保険者数は年々増加しています。平成24年から平成26年の3年間で2,813人増加し、さらに平成37（2025）年には107,062人となることが見込まれます。

しかし、年齢別にみると、第1号被保険者（65歳以上）は「前期高齢者（65～74歳）」、「後期高齢者（75歳以上）」ともに年々増加していますが、第2号被保険者（40～64歳）は平成24年以降減少傾向にあります。また、平成37（2025）年には後期高齢者数が前期高齢者数を大幅に上回ることが見込まれます。

図表5 被保険者数の推移



注：実績は住民基本台帳（各年9月末日）

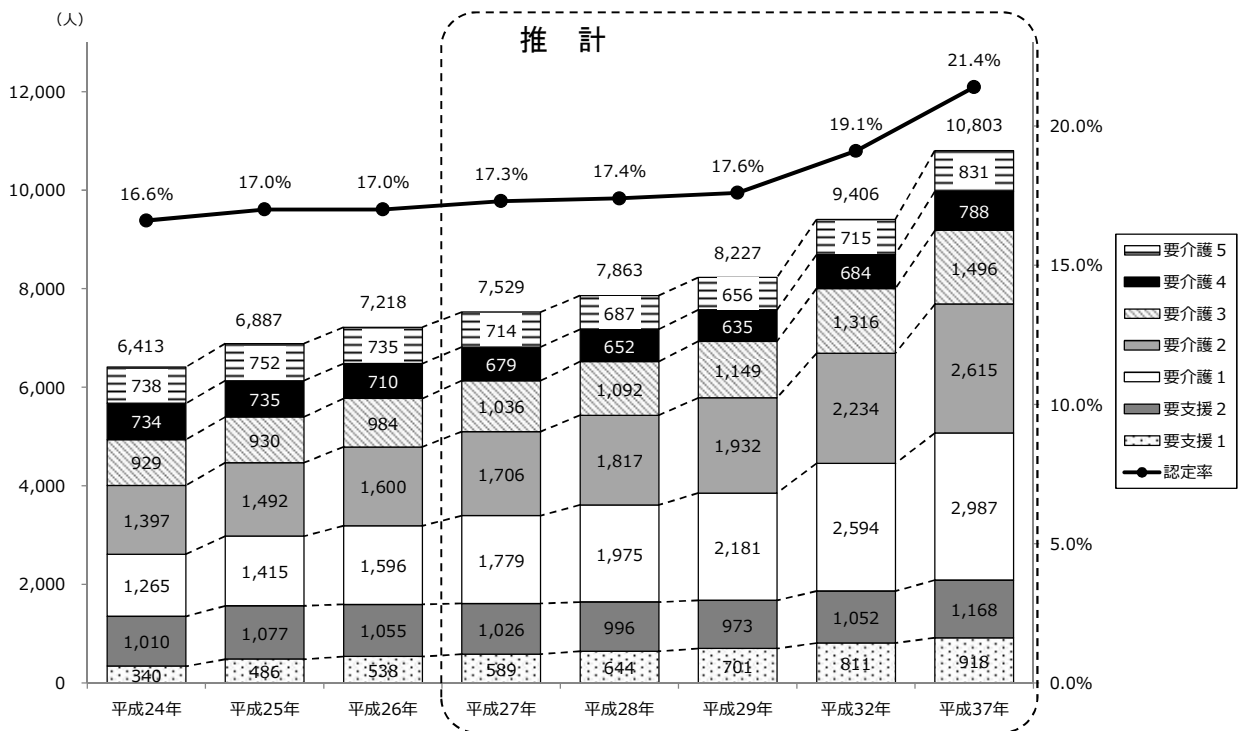
## ②要介護認定者数と要介護認定率の変化

第1号被保険者(65歳以上)の要介護認定率は、平成24年の16.6%(6,413人)から平成26年の17.0%(7,218人)と0.4ポイント(805人)増加しています。

今後、要介護認定者数は、高齢者数の増加に伴い増加傾向が続くことが想定されます。平成27年の7,529人から平成37年10,803人と10年間で3,274人増加し、認定率においても17.3%から21.4%と4.1ポイント増加することが見込まれます。

介護度別では「要介護1」及び「要介護2」で認定者の増加が大きくなると見込まれます。

図表6 要介護認定者と認定率



資料：実績は介護保険事業報告(9月末)



### (3) 日常生活圏域の考え方

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、高齢者人口等を勘案し、市内に7つの日常生活圏域を設定しています。

図表7 日常生活圏域と該当町名

圏域	地区
西部西地区	澄川町・青雲町・字樽前・ときわ町・字錦岡・のぞみ町・美原町・宮前町・明德町・もえぎ町
西部東地区	字糸井(287~446)・柏木町・川沿町・桜坂町・しらかば町・日新町・はまなす町・宮の森町
中央部北西地区	有珠の沢町・啓北町・桜木町・字高丘(55・56・60)・豊川町・花園町・北光町・松風町・見山町・山手町
中央部南西地区	青葉町・有明町・字糸井(287~446除く)・永福町・小糸井町・光洋町・白金町・新富町・大成町・浜町・日吉町・元町・矢代町・弥生町
中央部地区	旭町・一本松町・入船町・王子町・大町・表町・春日町・木場町・寿町・幸町・栄町・汐見町・清水町・新中野町・末広町・高砂町・錦町・晴海町・船見町・本幸町・本町・緑町・港町・元中野町・若草町
中央部東地区	明野新町・泉町・音羽町・三光町・新明町・住吉町・字高丘(55・56・60除く)・日の出町・双葉町・字丸山・美園町・柳町
東部地区	明野元町・あけぼの町・字植苗・字柏原・新開町・拓勇西町・拓勇東町・東開町・字沼ノ端・沼ノ端中央・北栄町・字美沢・字勇払

図表8 日常生活圏域別人口

(単位：人)

日常生活圏域	人口	高齢者人口 ( )は高齢化率		要介護(要支援)認定者数			
		前期高齢者数	後期高齢者数	要支援1・2	要介護1~5		
西部西地区	25,558	7,245 (28.3)	4,119	3,126	1,217	181	1,036
西部東地区	21,950	6,124 (27.9)	3,567	2,557	966	225	741
中央部北西地区	22,627	6,948 (30.7)	3,524	3,424	1,316	308	1,008
中央部南西地区	18,842	5,602 (29.7)	2,785	2,817	1,050	276	774
中央部地区	22,147	5,654 (25.5)	2,899	2,755	975	244	731
中央部東地区	29,160	6,327 (21.7)	3,449	2,878	942	215	727
東部地区	33,852	4,480 (13.2)	2,680	1,800	752	144	608
合計	174,136	42,380 (24.3)	23,023	19,357	7,218	1,593	5,625

平成26年9月末現在

# 第3章

## 第5期計画の取組み状況と 第6期計画の課題

### 1 第5期計画における重点施策の状況

第5期計画では、「介護支援いきいきポイント事業」「高齢者見守り活動の推進」「介護保険サービス利用者負担額軽減事業」「認知症高齢者の早期発見・対応の仕組みづくり」「介護サービスの基盤整備」を重点施策として取り組んできました。

#### 1 介護支援いきいきポイント事業

高齢者の社会参加を通じた介護予防を推進するため、平成24年度より介護支援いきいきポイント事業を実施しています。事業に参加する高齢者は、事前に事業の目的や活動の心得等について研修を受け、登録していただきますが、平成25年度までの登録者数は328人となっており、見込みを上回る登録者数となっています。平成26年度からは、在宅高齢者に対するボランティア活動を活動場所として拡大しました。

#### 2 高齢者見守り活動の推進

市に登録した民間事業者が、日常業務の中で気づいた高齢者の異変や相談を受けた場合に、市に通報連絡することにより、協力事業者や関係機関と連携して、地域で高齢者を見守る体制づくりを進めてきました。平成26年11月末現在、72事業者が登録しています。

#### 3 苫小牧市介護保険サービス利用者負担額軽減事業

低所得者で生計が困難と認められる方で、社会福祉法人以外の事業所が提供する訪問介護（予防）サービスにかかる利用者負担額の25%軽減を実施しており、第5期計画においては軽減する対象サービスを通所介護（予防）・短期入所生活介護（予防）に拡大しました。

#### 4 認知症高齢者の早期発見・対応の仕組みづくり

平成25年度、全国14自治体の一つとして認知症初期集中支援チーム設置促進モデル事業の「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症の人やその家族に関わる、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しました。その他、認知症の人を介護している家族の負担軽減や地域とのつながりを目的とした「ほっとカフェ（認知症カフェ）」を市内10か所に拡大しました。

#### 5 介護サービスの基盤整備

第4期計画で地域密着型介護老人福祉施設等の基盤整備に取り組んできましたが、依然として特別養護老人ホームの待機者が多いことから、一定程度の待機者解消が必要であると考え、第5期計画において特別養護老人ホーム100床の整備を進めました。

## 2 介護保険事業の状況

### (1) 対象者の推移

第1号被保険者数は、おおむね計画どおりとなっています。

図表9 第5期介護保険事業における対象者の計画と実績

(単位：人)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	計画A	実績B	B/A	計画A	実績B	B/A	計画A	実績B	B/A
総人口	173,785	174,420	100.4%	173,564	174,411	100.5%	173,325	174,136	100.5%
65歳以上	38,521	38,564	100.1%	40,298	40,436	100.3%	42,187	42,380	100.5%
65～74歳	20,623	20,606	99.9%	21,706	21,732	100.1%	23,030	23,023	100.0%
75歳以上	17,898	17,958	100.3%	18,592	18,704	100.6%	19,157	19,357	101.0%
40～64歳	61,116	61,739	101.0%	60,598	61,270	101.1%	60,030	60,736	101.2%

注：各年度9月末実績

### (2) 要介護（要支援）認定者の推移

要介護（要支援）認定者数については、要支援では計画を上回りましたが、要介護では平成24年度は、おおむね計画通り、平成25年度以降は計画を下回っています。平成26年度は、要支援がプラス31.5%、要介護がマイナス2.9%となっています。

図表10 第5期介護保険事業における要介護（要支援）認定者の計画と実績

(単位：人)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	計画A	実績B	B/A	計画A	実績B	B/A	計画A	実績B	B/A
要支援認定者	1,225	1,350	110.2%	1,220	1,563	128.1%	1,211	1,593	131.5%
要介護認定者	5,031	5,063	100.6%	5,421	5,324	98.2%	5,795	5,625	97.1%
合計	6,256	6,413	102.5%	6,641	6,887	103.7%	7,006	7,218	103.0%

注：各年度9月末実績

### (3) 給付費の推移

予防給付費のうち、地域密着型サービスは計画を下回りました。また、介護給付費における居宅・地域密着型サービスについては、どちらも計画を上回りました。

主な要因としては、地域密着型サービスでは要支援者より要介護者の利用が見込みより多く、居宅サービスについては利用者数及び利用回数が伸びたことによるものです。

図表 11 第 5 期介護保険事業における予防給付費の計画と実績

(単位：千円)

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績見込 B	B/A
居 宅	444,739	444,500	99.9%	448,875	481,742	107.3%	471,522	530,232	112.5%
地域密着型	8,317	4,580	55.1%	8,586	2,272	26.5%	8,856	5,384	60.8%
合 計	453,056	449,080	99.1%	457,461	484,014	105.8%	480,378	535,616	111.5%

注：各年度末実績

図表 12 第 5 期介護保険事業における介護給付費の計画と実績

(単位：千円)

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績見込 B	B/A
居 宅	3,563,692	3,658,722	102.7%	3,784,167	4,087,242	108.0%	4,151,606	4,440,119	106.9%
地域密着型	1,820,889	1,870,979	102.8%	1,832,472	1,910,881	104.3%	1,839,692	1,974,337	107.3%
施 設	3,168,714	3,086,827	97.4%	3,159,912	3,024,485	95.7%	3,420,930	3,289,677	96.2%
合 計	8,553,295	8,616,528	100.7%	8,776,551	9,022,608	102.8%	9,412,228	9,704,133	103.1%

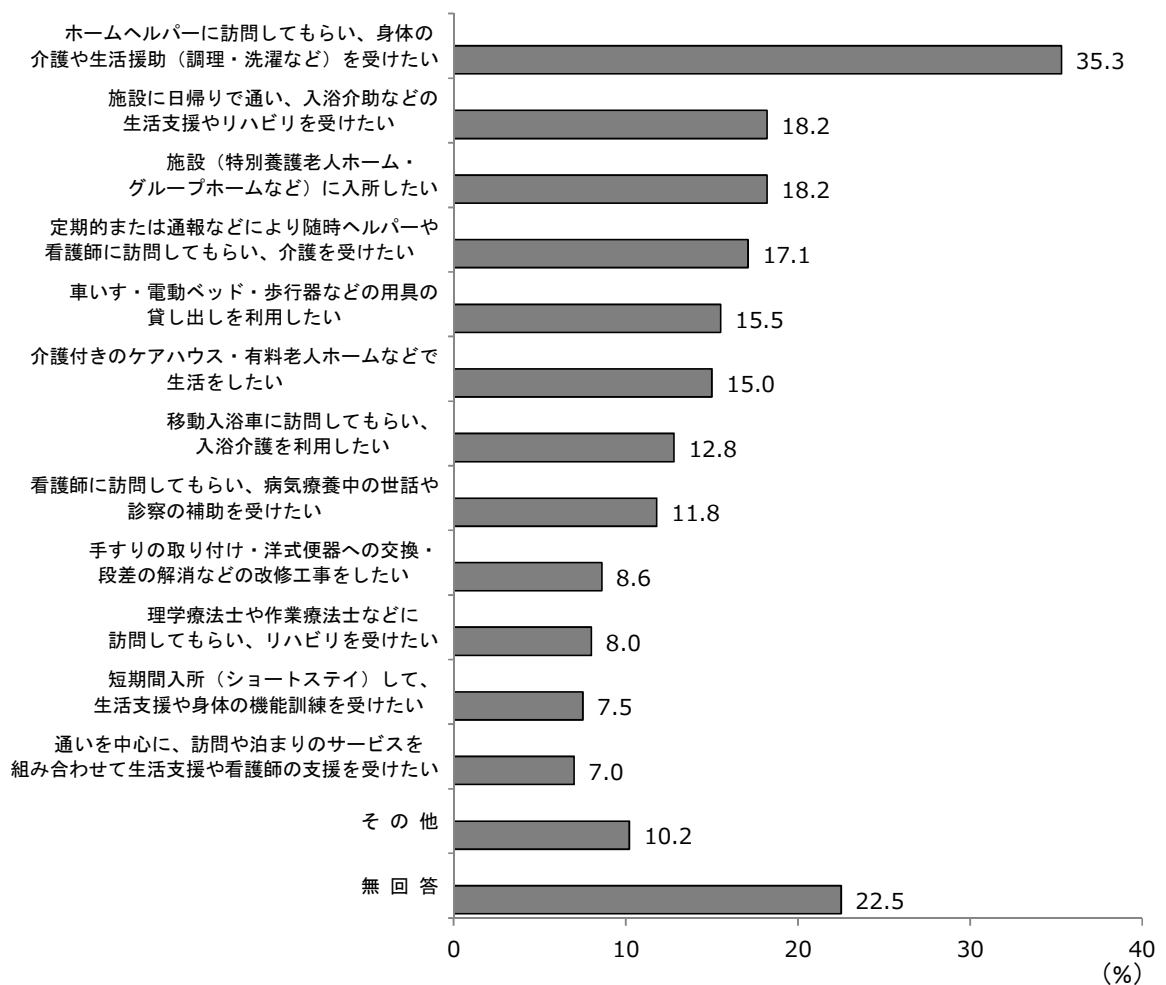
注：各年度末実績

### 3 市民ニーズと第6期計画の課題

#### (1) 在宅介護における医療との関わり

介護サービス利用アンケートの結果から、サービス未利用者が今後利用したい在宅での介護サービスは、訪問介護や通所介護などの回答が多い状況となっています。そのほか「定期的または通報などにより随時ヘルパーや看護師に訪問してもらい、介護を受けたい」17.1%や「看護師に訪問してもらい、病気療養中の世話や診察の補助を受けたい」11.8%等の医療の関わりを希望する割合が高くなっています。

図表 13 今後、利用したい在宅での介護サービス



資料：介護サービス利用アンケート

#### ポイント・課題

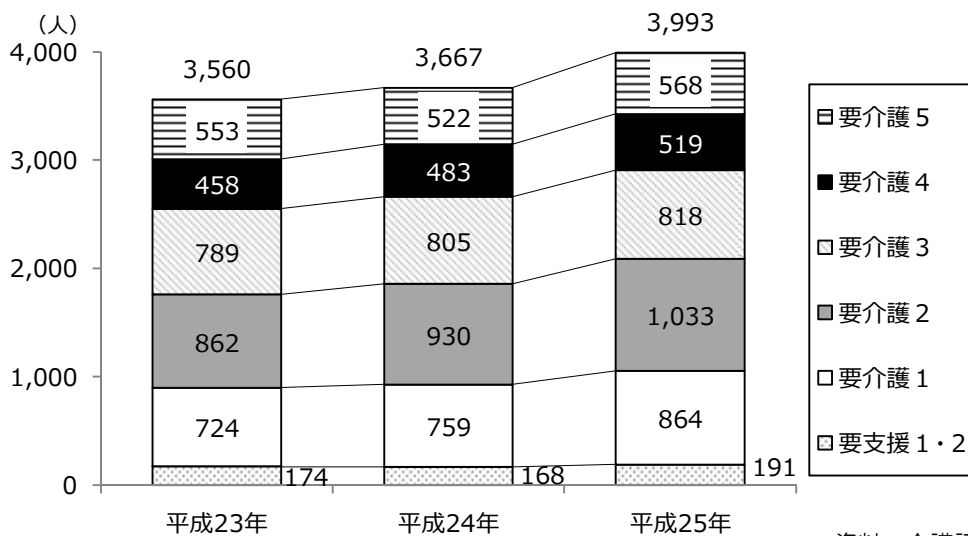
- 在宅介護では、医療ニーズが高まっている現状となっています。
- 地域包括ケアシステム実現のために地域において在宅医療や介護連携を展開していくことが不可欠です。

## (2) 認知症高齢者の現状

要介護（要支援）認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上（認知機能の低下）の認定者数は、平成23年3,560人、平成24年3,667人、平成25年3,993人となっており、今後も年々増加すると見込まれています（図表14）。

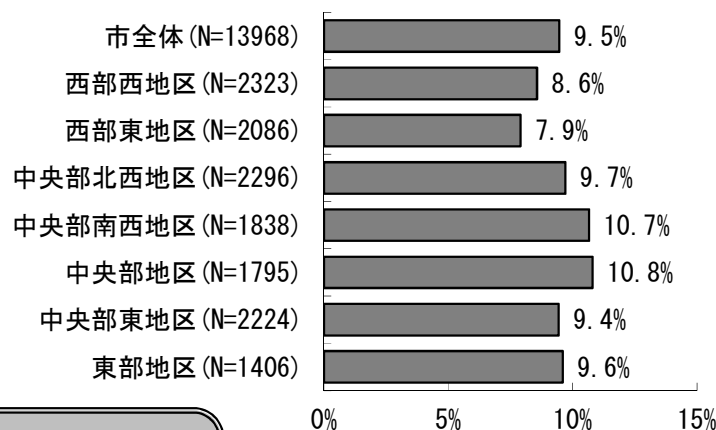
ニーズ調査においては、認知機能の低下あり（レベル1）とされるのは市全体で9.5%となっています。日常生活圏域別にみると中央部南西地区、中央部地区で10%を上回る結果となっています（図表15）。

図表14 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上と判定される高齢者の割合



資料：介護認定審査会資料

図表15 日常生活圏域別認知機能低下のおそれがある高齢者の割合



資料：ニーズ調査

注：Nは回答者数

### ポイント・課題

- 早期診断・早期対応が重要であることから、地域包括支援センター等の職員が認知症の初期の段階で認知症の人やその家族に対して適切な支援を行う仕組みが必要になります。
- ニーズ調査により、軽度の認知機能低下のおそれがある高齢者が約1割いることから、認知症に移行しないための予防の取組みと、認知症の正しい知識の普及を推進する必要があります。
- 市内10会場でオープンしている、ほっとカフェ（認知症カフェ）を中心に相談場所の提供や介護者間の交流、情報提供を進め介護家族の精神的負担の軽減を進めます。

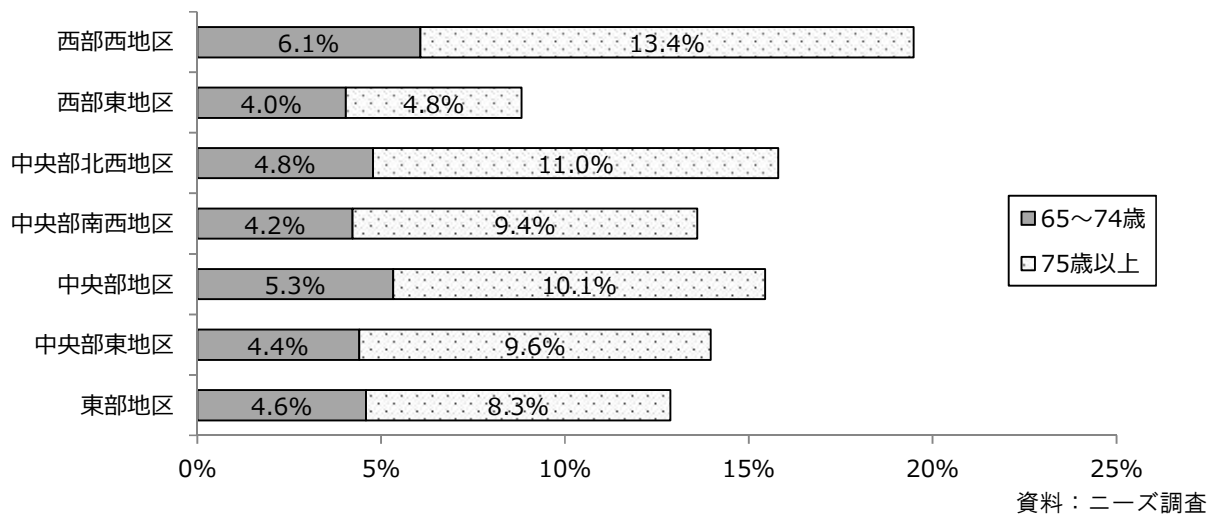
### (3) 高齢者の社会参加と生活支援サービスの必要性

認知症高齢者や軽度（要介護1・2）の要介護者が増加し、生活支援の必要性が増加すると見込まれます。介護保険の対象とならない家事援助・電球交換・庭の草とり・嗜好品の買い物など高齢者の困りごとに対応するサービスへのニーズが高まっています。

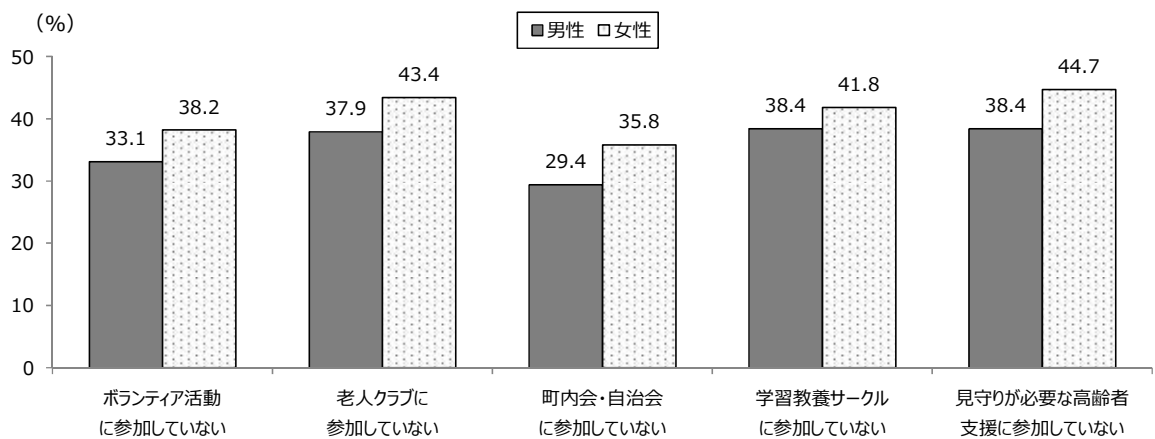
また、ニーズ調査から外出の機会が少ない高齢者の割合が、75歳以上で高くなっています（図表16）。

苫小牧市地域福祉計画では、高齢者が生きがいを持てる活動の場、働く意欲のある高齢者の活躍の場が不足していると分析しています。

図表16 日常生活圏域別外出の機会が少ない高齢者の割合



図表17 社会参加していない高齢者の割合



#### ポイント・課題

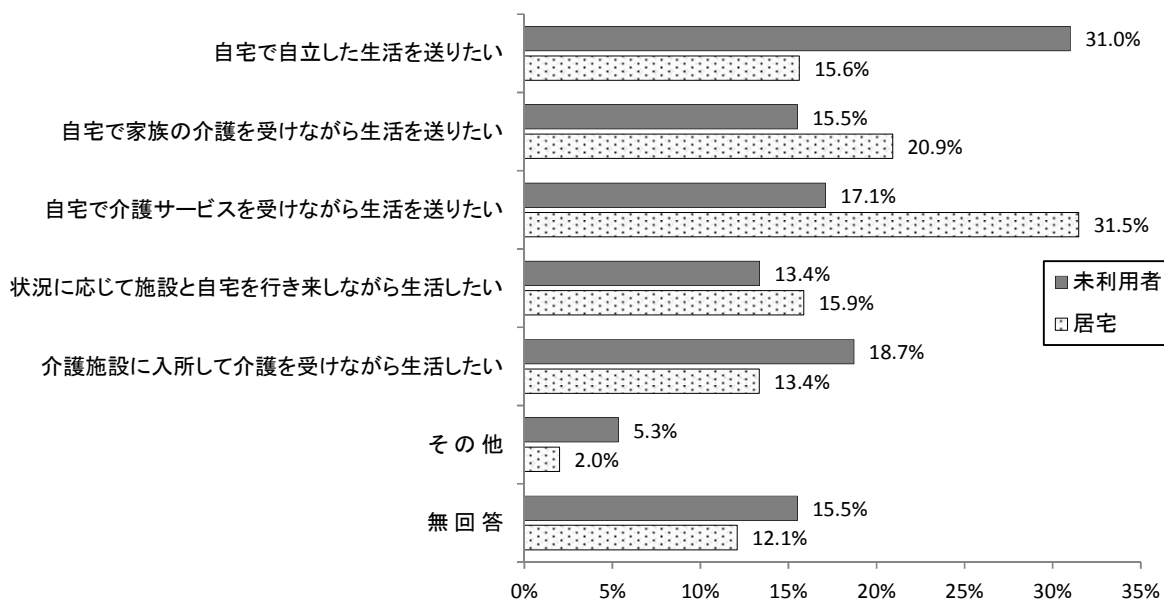
- ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者、軽度の要介護者に向けてニーズに合わせたサービスの展開が必要になります。
- 高齢者の社会参加を促し、ボランティアを通じて要支援者の生活支援につながる仕組みづくりが必要になります。

## (4) 高齢者住まいのニーズ

介護サービス利用アンケートによると、居宅サービス利用者及びサービス未利用者の多くの方が自宅での生活を望んでいることがわかりました（図表18）。

日常的なサポートを受け、安心して暮らすことができるよう高齢者のニーズに応じた住まいとして平成24年度からサービス付き高齢者向け住宅が創設され、平成26年度までに346戸整備されました（図表19）。高齢者や要介護認定者の増加に伴い、今後においても介護状態に応じた住まい選びができる住環境の提供が必要となります。

図表18 今後どのような生活を送りたいか



資料：介護サービス利用者アンケート

図表19 サービス付き高齢者向け住宅戸数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
190	270	346

### ポイント・課題

- 北海道居住安定確保計画と連携しながら、安心して暮らせるための住宅の改修や、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行う必要があります。
- 中重度者が安心して生活できる場として、個別性に配慮したケアを行うユニット型の特別養護老人ホームの施設整備を進める必要があります。



# 第4章

# 高齢者施策の将来ビジョン

## 1 平成37年の将来像

団塊世代が75歳以上になる平成37（2025）年を見据え、本市の高齢者をめぐる課題や本市の特性などから、将来像、基本目標などの基本的な考え方は、第5期計画の方針を継承します。

### 高齢者が健康で生き生きと安心して暮らせる地域社会の実現

## 2 第6期計画の目標

### 基本目標 1 健康な暮らしの実現

**方針** 健康寿命延伸を目的とした健康づくりや、高齢者の介護予防に努め、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

### 基本目標 2 介護保険制度の円滑な運営

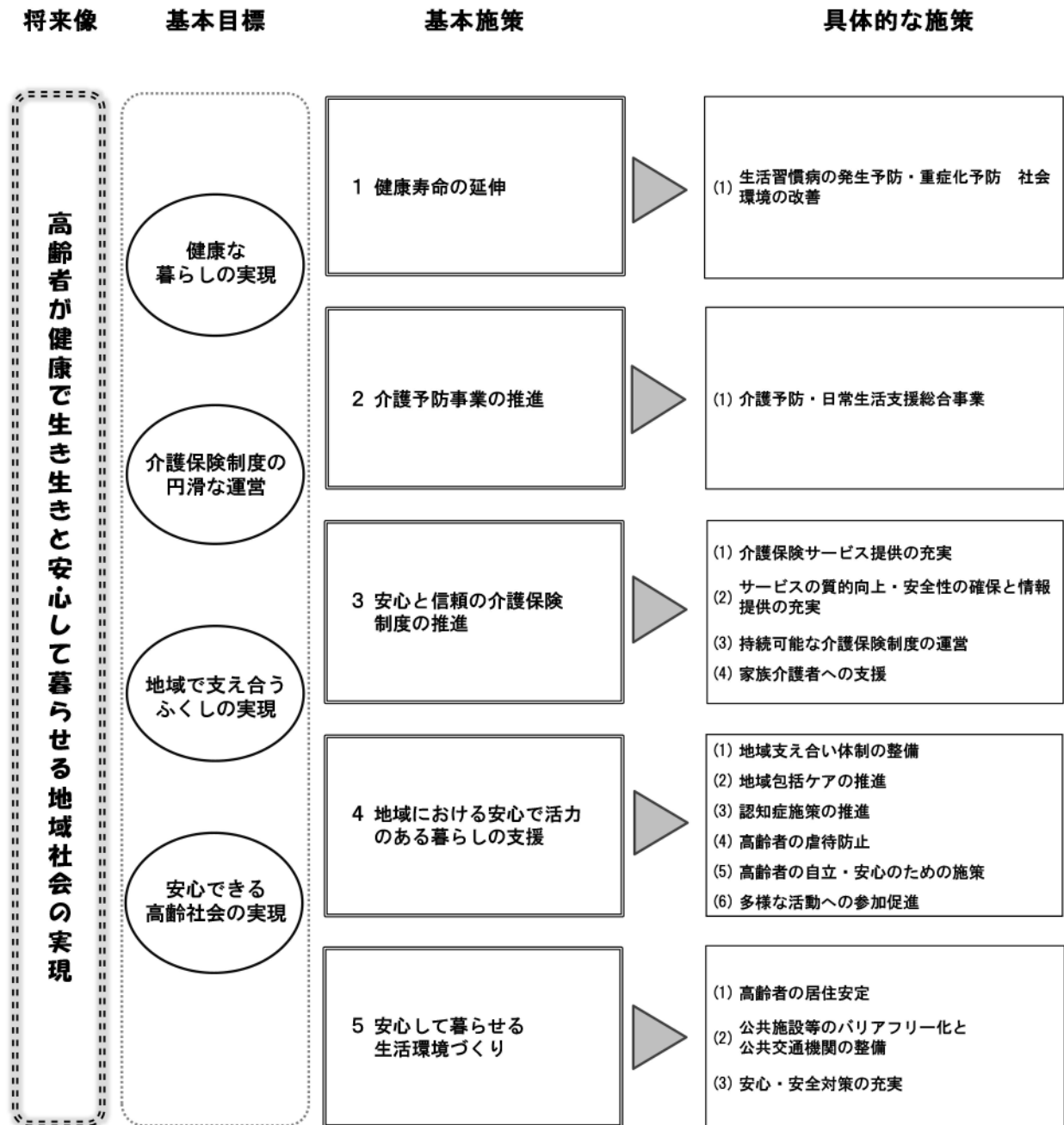
**方針** 医療・介護サービス提供体制の総合的な確保を進めるため、介護保険事業の実施状況を分析、評価し、円滑で持続可能な制度運営を進めます。

### 基本目標 3 地域で支え合うふくしの実現

**方針** 高齢者が住み慣れた地域で長く暮らすことができるよう、生活支援サービスの充実を図るとともに地域と一体となったふくしのまちづくりを推進します。

### 基本目標 4 安心できる高齢社会の実現

**方針** ふれあい豊かな地域社会で、誰もが生きがいを持ち、健康に過ごせる高齢社会を実現するために、社会参加の促進、就労機会の拡大さらには生活環境の整備など、各種施策を総合的に展開します。

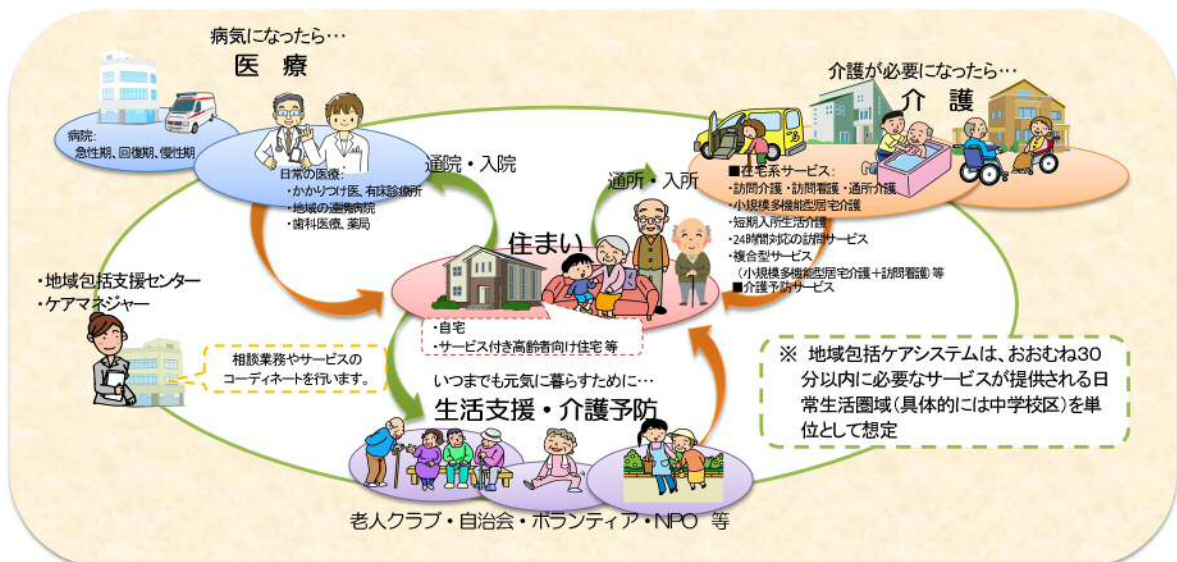


# 第5章

## 地域包括ケアシステム構築 のための重点取組み事項

団塊の世代が75歳以上となる、2025年を目処に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の能力に応じて自立した日常生活を続けていけるよう、十分な介護サービスの確保だけでなく、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的にできる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを推進していきます。

図表 20 地域包括ケアシステムの姿



\* 厚生労働省資料

## **( 1 ) 在宅医療・介護の連携推進**

平成37（2025）年に向け、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、在宅医療・介護連携の体制整備は重点取組み事項のひとつです。

介護サービス利用アンケートの結果より、在宅での介護・医療ニーズが高いことから定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備を進めていきます。

さらに、地域住民への普及啓発、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議、在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営等に取り組んでいきます。

## **( 2 ) 認知症施策の推進**

今後増加する認知症高齢者（若年性認知症も含む）に適切に対応するため、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現をめざします。

引き続き、認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援推進員等設置事業、認知症ケア向上推進事業を実施していきます。

## **( 3 ) 予防給付の見直しと生活支援サービスの充実**

予防給付のうち訪問介護・通所介護について、平成29年度末までに市が地域の実情に応じた取組みができる地域支援事業へ移行します。

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために、生活支援コーディネーターの活動等を通じて、NPO や民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等サービスを担う団体の支援・協働体制の充実・強化を図ることにより、多様な生活支援サービスを整備していきます。

また、既存の介護事業所によるサービスに加えて、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援していきます。

## **( 4 ) 高齢者の住まいの安定的な確保**

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の住まいや、特別養護老人ホーム等の福祉施設が地域におけるニーズに応じて適切に供給されるよう見込み量を定めるとともに、「北海道高齢者居住安定確保計画」の内容を踏まえ北海道と連携し、取組みを推進していきます。

# 第6章

## 高齢者福祉施策の推進

### 基本施策 1 健康寿命の延伸

地域全体で個人の健康づくりを支えるヘルスプロモーション<sup>※1</sup>の考え方を取り入れ、市民一人ひとりが健康を意識し、能動的かつ継続的に健康づくりに取り組むため、健康づくり事業・施設の展開や身近な健康づくり環境の整備といった各種支援策を関係部署と連携し、進めていきます。

#### (1) 生活習慣病の発症予防・重症化予防 社会環境の改善

##### 現状分析

■本市の平成22年の平均寿命（0歳の平均余命）は、男性79.27年、女性86.59年、健康寿命（日常生活に制限のない期間）については、男性69.79年、女性73.17年となっています。疾病予防と健康増進、介護予防などによって、平均寿命と健康寿命との差が短縮すれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できます。

図表 21 平成22年の平均寿命と健康寿命「日常生活に制限のない期間」

	男性（年）			女性（年）		
	平均寿命	健康寿命	差	平均寿命	健康寿命	差
苫小牧市	79.27	69.79	9.48	86.59	73.17	13.42
北海道	79.26	70.03	9.24	86.57	73.19	13.37
全国	79.64	70.42	9.22	86.39	73.62	12.77

※平成24年厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」より。本市は、不健康割合の基礎データがないため、北海道と同等の割合とし、同研究で提供された「健康寿命算定プログラム」を用いて推計した。

資料：健康増進計画

※1ヘルスプロモーションとは、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」であると1986年世界保健機構のオタワ憲章において定義しています。

■健康教室、健康相談、訪問指導では、食生活や運動習慣、禁煙など生活習慣の改善により生活習慣病の発症や重症化の予防をめざし取り組んでいます。

がん検診の受診率はほぼ横ばいで推移していますが、全国的にみると受診率が低い検診もあり、今後も受診に向けた普及啓発が必要です。

40～74歳の本市国民健康保険加入者においては、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査を実施し、受診者を一定の基準によりクラス分けをして特定保健指導を実施しています。特定健康診査受診率は平成24・25年度で30%台と向上していますが、特定保健指導の実施率は低下傾向にあります。

### 【健康教育・健康相談の実績】

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
健康教育（延人数）	1,156	1,631	1,424
健康相談（延人数）	221	258	220
訪問指導（延人数）	239	202	175

### 【検診・健診・特定保健指導の実績】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
がん検診（受診率）※			
胃がん	5.59%	6.35%	6.10%
肺がん	17.79%	17.60%	17.22%
大腸がん	13.35%	16.84%	16.59%
子宮がん	24.64%	34.06%	33.32%
乳がん	21.94%	33.06%	31.50%
肝炎ウイルス検診（受診者数）	1,657人	1,627人	1,709人
特定健康診査			
（人数）	6,732人	8,160人	8,246人
（受診率）	25.2%	30.2%	30.8%
特定保健指導			
（終了者数）	200人	131人	114人
（実施率）	21.2%	13.1%	11.9%
後期高齢者健康診査			
（人数）	3,576人	3,940人	4,355人
（受診率）	21.93%	23.40%	24.98%

※がん検診受診率を算定するための対象者は、平成23年度まで40歳以上（子宮頸がんは20歳以上）としていますが、平成24年度より40～69歳（子宮頸がんは20～69歳）と変更しています。

## 取組み方針と事業

### ①生活習慣の改善

健康づくりの基本要素である「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養」、「喫煙・飲酒」、「歯・口腔の健康」に関する生活習慣を見直し、健康づくりに取り組むことは、リスク要因を低減し、生活習慣病の発症予防につながるのと同時に、合併症の予防や症状の進展などの重症化の予防も期待できることから生活習慣の改善に重点をおいた対策を推進します。

事業No.	事業	内容	担当課
001	ヘルスプロモーション事業	肥満とメタボリックシンドロームに関する正しい知識を身につけ、生活改善や疾病予防に取り組む支援を行います。	健康支援課
002	各種相談・健診時の運動指導の充実	各種健康相談・健康診査・健康教育事業において、身体活動や運動についての指導を充実させ、実践に向けた取組みを推進します。	健康支援課
003	こころの体温計・こころの相談窓口の普及	携帯やパソコンを利用して、気軽にこころの健康状態をチェックできる「こころの体温計」を市ホームページに掲載し、また、こころの体温計等を通して、相談窓口について普及啓発します。	健康支援課

### ②生活習慣病の予防

発生した疾病や障がいや健診・検診などにより早期に発見し、早期に治療や保健指導などの対策を行い、疾病や障がいの発症・重症化を予防することは、生活習慣の改善にあわせてきわめて重要です。がん検診や特定健康診査・特定保健指導などを実施し、より多くの方が受診できるよう受診勧奨や普及啓発に取り組めます。

事業No.	事業	内容	担当課
004	がん検診	胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診を実施し、がんの早期発見と定期受診の普及啓発を図ります。	健康支援課
005	肝炎ウイルス検診	肝炎ウイルス検診を実施し、普及啓発を図ります。	健康支援課
006	特定健康診査・特定保健指導	40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、生活習慣病予防を目的として健康診査を実施し、必要な対象者に保健指導を行います。また、受診率向上を図るため受診勧奨及び普及啓発に取り組めます。	国保課
007	後期高齢者医療健康診査	後期高齢者医療被保険者の健康保持と、生活習慣病等の発症・重症化予防を図ることを目的に、健康診査を実施し受診勧奨及び普及啓発に取り組めます。	高齢者医療課

事業No.	事業	内容	担当課
008	ドック事業	30歳以上の国保加入者や後期高齢者医療の被保険者を対象に人間ドック、脳ドックなどを行います。	国保課 高齢者 医療課

### ③良好な健康づくり環境

市民一人ひとりが健康を意識し、健康づくりの知識・実践力を身につけるとともに、家庭や地域（仲間）を巻き込んで健康づくりを行うため、身近で利用しやすい健康資源の提供に取り組めます。

事業No.	事業	内容	担当課
009	健康づくり拠点の整備	保健センターを身近で利用しやすい健康づくりの拠点として整備・充実します。具体的には、健診・検診を通じた個人・団体の健康管理支援、正確で適切な健康情報の発信を充実するとともに、新たにヘルスプロモーション事業の展開を図ります。	健康 支援課

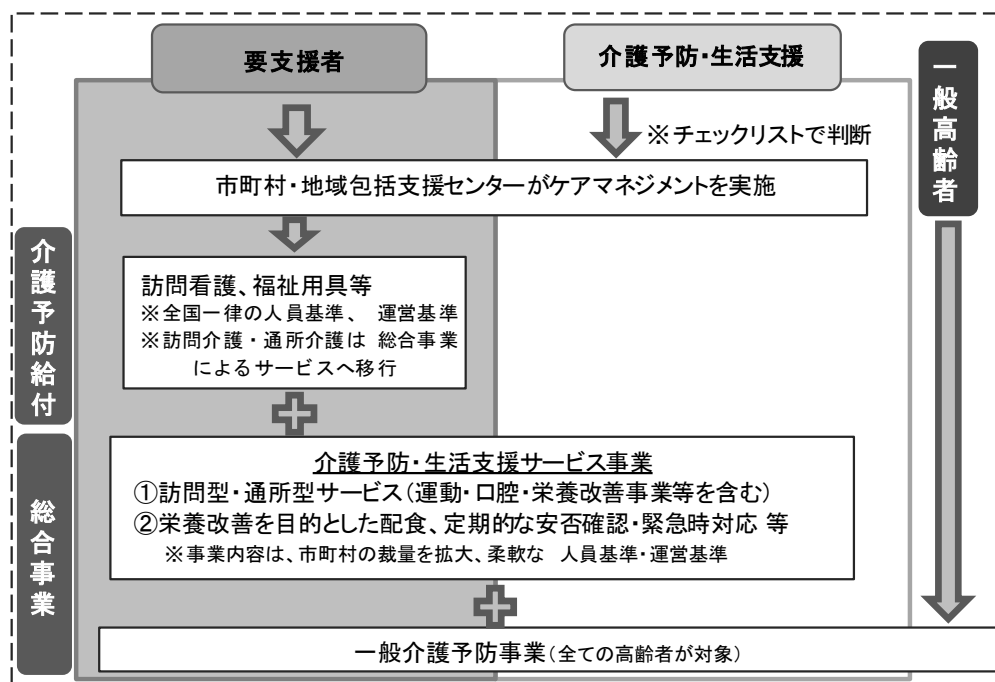


## 基本施策 2 介護予防事業の推進

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、住民主体の多様なサービスを効果的、効率的に提供し、要支援者の在宅生活の安心を確保するとともに、介護状態となることを予防する事業です。

図表 22 総合事業の概要



\*厚生労働省資料

#### ①介護予防・生活支援サービス事業

これまで要支援1・2の方に対して、全国一律の予防給付として提供されてきた訪問介護(ホームヘルプ)・通所介護(デイサービス)においては、市町村が実施する地域支援事業へ移行し、新しい訪問型サービス・通所型サービス等へ変わります。

#### 取組み方針と事業

◇平成29年度の事業開始に向けサービスの基盤整備等を進めていきます。

事業No.	事業	内容	担当課
010	通所型サービス	要支援者等の対象者に対して、現行の通所介護サービスや多様なサービスを通じて、機能訓練や集いの場などの日常生活に必要な支援を提供します。	介護福祉課

事業No.	事業	内容	担当課
011	訪問型サービス	要支援者等の対象者に対して、現行の訪問介護サービスや多様なサービスを通じて、掃除や洗濯等の日常生活に必要な支援を提供します。	介護 福祉課
012	生活支援サービス	要支援者等の対象者に対して、栄養改善を目的とした配食サービスや見守り等の支援を行います。	介護 福祉課
013	介護予防ケアマネジネット	地域包括支援センターが、要支援者等の対象者に対して、介護予防・生活支援サービスが適切に提供できるよう調整を行います。	介護 福祉課

## ②一般介護予防事業

一次予防・二次予防の区別をせず、すべての高齢者を対象とした予防事業を行います。

### 現状分析

- 運動機能向上、認知症予防、栄養や口腔機能向上を目的とした講座や講演会等を行いました。また、地域介護予防教室の会場数の増加に伴い、参加者は年々増加しています。
- ニーズ調査の生活機能等の結果からは、特に介護予防が必要とされる人は、31.4%となっています。中でも、口腔、運動、認知症予防の項目で多い傾向となっています。
- 地域で介護予防に取り組む自主グループの活動を支援してきました。また、平成24年度から「介護支援いきいきポイント事業」を開始し、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防の推進を図りました。

### 【介護予防事業の実績】

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
介護予防普及啓発事業			
講演会等（延人数）	3,481	2,760	2,985
介護予防教室等（延人数）	11,484	14,846	17,031
地域介護予防活動支援事業			
地域活動組織への支援・協力等（延人数）	158	306	279
ボランティア育成のための研修会（参加人数）	-	278	66
計	15,123	18,190	20,361

## 【介護支援いきいきポイント事業の実績】

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新規登録者数	-	273	66
活動実人数	-	150	211
活動延人数	-	1,816	2,112

### 取組み方針と事業

◇介護予防教室や講演会等の開催、パンフレット等の配布により介護予防の普及啓発を行っていきます。また、介護支援いきいきポイント事業や自主グループの支援を通じて、自らの介護予防とともに、地域づくりの担い手として活躍できるよう体制づくりを進めていきます。

事業No.	事業	内容	担当課
014	介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなげます。	介護福祉課
015	介護予防普及啓発事業	パンフレット等の配布、各種講演会や相談会の開催、介護予防教室の開催など介護予防の普及啓発を行います。また、認知症サポーター・KIDS サポーターの養成を推進します。	介護福祉課
016	地域介護予防活動支援事業	「介護支援いきいきポイント事業」の充実、また、地域における自主グループ活動の支援や講師派遣を行います。	介護福祉課

### 事業の目標量

事業No.		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
015	介護予防普及啓発事業	21,000	22,000	23,000
016	地域介護予防活動支援事業			
	地域活動組織への支援・協力等（延人数）	300	800	1,300
	ボランティア育成のための研修会（参加人数）	70	70	70
計		21,370	22,870	24,370

## 【介護支援いきいきポイント事業の目標量】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規登録者数	70	70	70
活動実人数	280	320	360
活動延人数	2,800	3,200	3,600

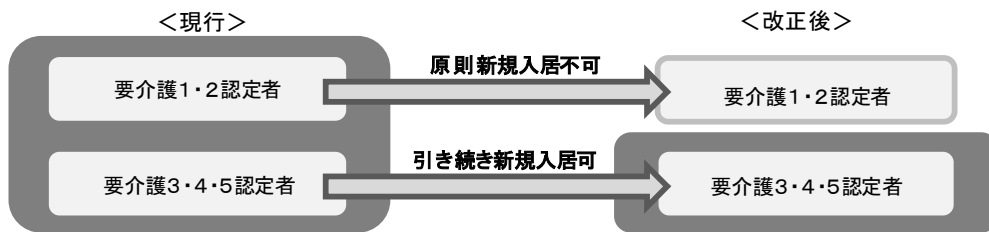
# 基本施策 3 安心と信頼の介護保険制度の推進

## (1) 介護保険サービス提供の充実

特別養護老人ホームへの新規入所者を、原則要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化します。

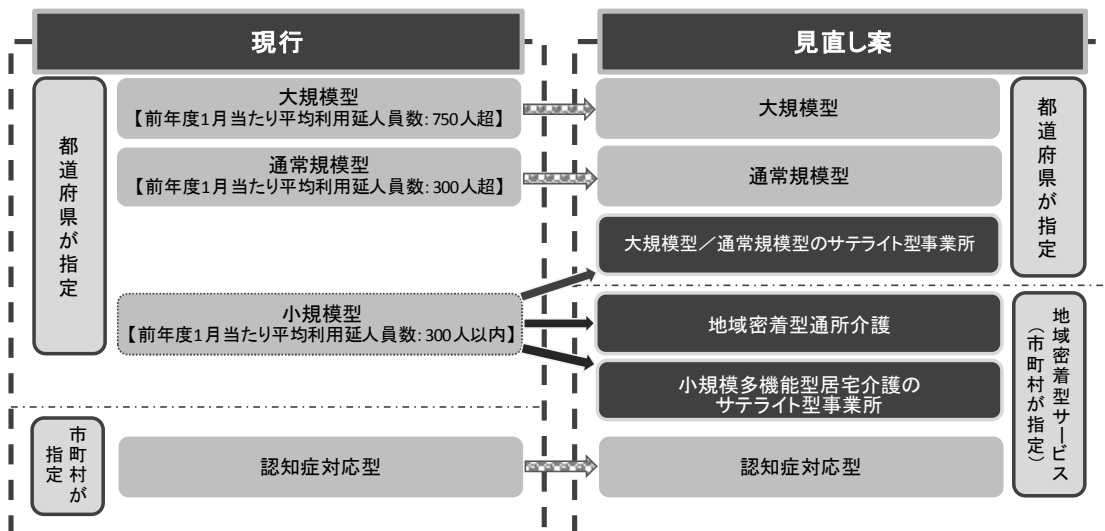
軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、入所指針に基づき特例的に入所を認めていきます。

図表 23 特別養護老人ホームの重点化



また、増加する小規模の通所介護の事業所について、地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへ移行することになります。

図表 24 小規模型通所介護の移行について



\* 厚生労働省資料

## 現状分析

- 介護サービス利用アンケートの結果より緊急時に対応可能な居宅サービスの充実を希望する回答が多いことから、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」などの整備が必要な状況となっています。
- 特別養護老人ホーム待機者解消のため本市では、小規模特別養護老人ホームや広域型特別養護老人ホームなどの基盤整備を進めてきましたが、依然待機者がいる現状となっています。また、介護サービス利用アンケートの結果からも特別養護老人ホームなど施設の充実を希望する回答が多い状況となっています。
- 平成22年10月から市の独自事業として、低所得者で生計が困難と認められる方を対象に、社会福祉法人以外の事業所が提供する訪問介護（予防）サービスにかかる利用者負担額の一部を軽減する「苫小牧市介護保険サービス利用者負担額軽減事業」を開始し、平成24年度からは対象サービスを拡大しました。

## 取組み方針と事業

◇日常生活を送る上で介護が必要な高齢者やその家族が、家庭や地域の中で安心して生活を送ることができるよう、市民ニーズ等を踏まえたサービス提供体制を構築します。

事業No.	事業	内容	担当課
017	居宅サービスの充実	サービスの質の向上を図るとともに、利用状況や利用意向を見極めながら、サービスの提供を推進します。	介護福祉課
018	施設・居住系サービスの充実	特別養護老人ホームの待機者対策及び重度者のサービス提供体制や高齢者の住まいの安定的な確保として特別養護老人ホームの整備をめざします。また、国で示される入所指針に基づき、公平かつ公正な入所につながるよう事業所と情報を共有します。	介護福祉課
019	地域密着型サービスの充実	市民ニーズ及び医療と介護の連携を進める観点から「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備を進めます。また、平成28年度より地域密着型サービスに移行する小規模型通所介護事業所については、サービスの質の確保と向上に努めます。	介護福祉課
020	介護保険サービス利用者負担額軽減事業	低所得者で生計が困難と認められる方で、社会福祉法人以外の事業所が提供する訪問介護（予防）、通所介護（予防）、短期入所生活介護（予防）サービスにかかる利用者負担額の25%軽減を継続します。また、事業所等の協力を得ながら利用者への周知に努めます。	介護福祉課

## (2) サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実

利用者本位の視点に立って、サービスの質的向上と安全性の確保を図るとともに、利用者・家族等が適切に事業者を選択できるよう支援する必要があります。

### 現状分析

- 本市では地域包括支援センター運営協議会が地域密着型サービス運営協議会を兼務しており、サービスの適正配置等の協議を行っています。
- 地域密着型サービス事業所に対する運営状況調査を年1回行うとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的に集団指導・実地指導を実施しています。
- 介護サービスの提供者である施設及び事業者は、自ら介護サービスの質の評価を行う自己評価を実施しています。また、グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業者は自己評価及び外部評価を実施し、事業所において閲覧等の公表を行っています。
- 市ホームページやパンフレット等により、事業者の情報提供を行うとともに、利用者がサービスを利用する際に必要とする介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表する「介護サービス情報の公表制度」の周知を図りました。
- 介護保険制度の要となるケアマネジャーに対しては、地域包括支援センターによるケアマネジメント能力の向上を図る定例学習会の開催や、ケアマネジャーの抱える支援が困難なケースへの相談・援助も行っています。
- ケアマネジャー連絡会、グループホーム連絡会、小規模多機能居宅介護事業所連絡協議会がそれぞれ開催する研修会を支援し、資質の向上を図りました。

### 取組み方針と事業

- ◇事業者の運営状況等に関する情報開示を促進するとともに、適切なサービスが提供されているか、北海道と連携し事業者に対する調査や指導・監督を行い、サービスの質の向上を図ります。
- ◇介護サービス提供時の事故を防止するため、サービス事業者等への啓発を行うとともに、事故防止と緊急時の対応能力を高め、サービス提供時の安全性の確保に努めます。
- ◇利用者が安心して必要なサービスを選択し利用できる環境を整えるよう、身近な地域での相談や介護保険制度の利用についての情報を提供します。

事業No.	事業	内容	担当課
021	地域包括支援センター運営協議会の運営	地域密着型（予防）サービスの指定、取消、指定基準の設定等を実施するにあたり、協議を行う場として設置している地域包括支援センター運営協議会において、地域の保健医療関係者、福祉関係者、被保険者など各方面の意見を踏まえながら、サービス提供体制の整備を行います。	介護福祉課
022	地域密着型サービス事業所への指導	地域密着型サービス事業所に対し引き続き集団指導及び実地指導を行い、サービスの質の確保と向上に努めます。	介護福祉課
023	ケアマネジャーの質の向上	ケアマネジャー連絡会の研修や自主活動の支援により相互の能力向上を図り、適切な介護サービス計画（ケアプラン）の作成をめざします。 また、地域包括支援センターにより、ケアマネジャーの抱える支援困難ケースへの支援も行います。 さらに平成30年度より居宅介護支援事業所の指定権限が市に移譲されることを見据え体制を整えます。	介護福祉課
024	介護サービス事業所の育成・支援	サービス事業者連絡会を支援し、事業所間の連携を図り、サービスの総合的な向上を図るとともに、適正なサービス提供についても周知します。	介護福祉課
025	事業所に対する事故防止対策	「苫小牧市地域密着型サービス事業所等における事故発生時の報告事務取扱要領」に基づき各事業所に対し、事故発生の要因を分析し防止対策を講ずるよう指導します。	介護福祉課
026	利用者からの苦情への対応	苦情対応として苦情処理簿による管理を行い、わかりやすく的確な説明に努めるとともに、必要に応じて北海道と連携を図りサービス事業所への訪問調査・指導を実施します。	介護福祉課
027	情報提供の充実	介護保険・高齢者サービスガイドを作成し、全戸配布するほか、介護福祉課ホームページで空き情報を掲載します。また、北海道が提供する介護サービス情報公表システムの積極的な活用を進めていきます。	介護福祉課

### 事業の目標量

事業No.		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
022	地域密着型サービス事業所への実地指導 (事業所数)	17	24	20

### (3) 持続可能な介護保険制度の運営

誰もが必要なサービスを適切に利用できるようにするためには、適正な認定、適正な介護給付により介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な介護保険制度にしていく必要があります。

#### 現状分析

■本市の平成25年度の要介護（要支援）認定申請数は年間7,989件となっており年々増加しています。

#### 【要介護（要支援）認定申請数の推移】

（単位：件）

申請区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新規申請	1,764	1,933	1,784
区分変更申請	424	533	657
更新申請	5,395	5,220	5,548
計	7,583	7,686	7,989

■本市ではケアマネジメントの適正化を図るためケアプランの点検等を行い、必要に応じてケアマネジャーに対して個別に助言・指導を実施しています。また、北海道国民健康保険団体連合会から提供される資料により、介護給付費の適正化を図っています。さらに介護給付費通知書を定期的に送付し、利用者本人、家族にサービスの利用状況をお知らせするとともに、サービス内容や回数、利用者負担額などの確認をお願いしています。



## 取組み方針と事業

- ◇利用者やその家族には、訪問調査や要介護認定の仕組みなど介護保険制度への理解を求め、適正な認定をめざします。
- ◇適正な認定につなげるべく認定調査員や介護認定審査会委員の資質向上を図り、制度理解の推進に努めます。
- ◇「第3期北海道介護給付適正化事業推進要綱」に基づき、介護給付の適正化を進めます。
- ◇利用者やその家族の立場に立った適切なサービス利用を推進します。

事業No.	事業	内容	担当課
028	費用負担の公平化の周知	平成27年度より、一定以上所得者の自己負担額の引上げや、補足給付の要件に資産基準等を追加する内容の制度改正が行われます。 パンフレット等を活用し、これらの内容について周知に努めます。	介護 福祉課
029	正確・公平な要介護認定	認定調査員への研修及び厚生労働省認定調査員向けeラーニングシステムの活用や個別指導を行います。 要介護認定審査会については、審査会委員の研修を実施し正確・公平な介護認定を行います。 利用者やその家族には、状況に応じた説明をすることで制度理解を図ります。	介護 福祉課
030	介護給付適正化事業	ケアプランの点検やケアマネジャー及び事業所への助言・指導により適切なケアプラン作成やサービスの提供を図ります。 認定調査状況のチェック、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検を引き続き行います。 また、毎年度計画的に各適正化事業を組み合わせ実施するとともに、介護給付費通知書については3か月ごとに送付し、サービス利用の確認と理解を求めています。	介護 福祉課
031	要介護・要支援認定有効期間終了のお知らせ	認定有効期間が近づき、更新手続きをされていない方へ文書通知や電話連絡を行い、サービスが継続されるよう努めます。	介護 福祉課

## (4) 家族介護者への支援

自宅での生活を希望する方が多い反面、核家族化が進み介護する側も受ける側も高齢者という世帯が多くなっています。さらに、認知症高齢者の増加に伴い“認認介護”の事例も増えており、従来の家族介護者支援では対応が難しくなっています。また、共働き家庭の増加や就労形態の多様化により、仕事と介護の両立の支援も視野に入れる必要があります。

### 現状分析

■本市では、地域支援事業により、家族介護慰労金の支給、紙おむつの給付等、家族介護者支援を行ってきました。

#### 【在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
月平均利用者数(人)	228	225	292
延べ利用者セット数(セット/年)	83,571	82,313	106,744

■介護サービス利用アンケートから、依然として在宅介護をすることに体力的・精神的負担を感じている方が多い現状がわかりました。また、普段の介護のほかに仕事への影響や自分の時間がないなど、時間的余裕が無いという回答も見受けられています。このことから家族介護の負担軽減を図る必要があります。

### 取組み方針と事業

◇高齢者の在宅生活を支えるため、家族介護者に対する負担軽減を図ります。また、家族介護者に対する相談機能の充実を図ります。

◇仕事と介護を両立させながら働き続けることができるよう、育児・介護休業法の周知に努めます。

事業No.	事業	内容	担当課
032	家族介護慰労金支給事業	介護サービスを1年間利用していない要介護4または5の認定者を在宅で介護している家族に対し、家族介護者の負担軽減を図るため介護慰労金を支給します。	介護福祉課
033	在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	高齢者の在宅生活の支援と介護者の負担軽減を目的として、常時寝たきりまたは認知症状により在宅で紙おむつを必要とするおむね65歳以上の方を介護する家族に対し、紙おむつを支給します。また、家庭ごみ処理手数料の負担軽減を目的として、在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業対象者に指定ごみ袋を交付します。	介護福祉課 清掃事業課
034	在宅寝たきり高齢者等寝具クリーニング事業	在宅で常時寝たきりの高齢者に対して、掛布団、敷布団等の寝具クリーニング利用券を年2回限度として交付します。	介護福祉課

事業No.	事業	内容	担当課
035	介護相談	専門相談員を配置し、家族介護者に対する総合的な相談を行い、必要時には関係機関との連携を図ります。	介護 福祉課
036	レスパイト（一時休息）の推進	レスパイトのため、介護者の家族会や各種団体、サービスの周知に努めます。	介護 福祉課
037	家族介護者リフレッシュ事業	寝たきりや認知症の人在宅で介護している家族を対象に情報交換やレクリエーションなどの交流を行い、心身のリフレッシュを図ります。	社会福祉 協議会
038	仕事と介護の両立支援	育児・介護休業法の周知に努めます。	介護 福祉課

### 事業の目標量

（単位：人）

事業No.		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
033	在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	300	310	320

## 基本施策 4 地域における安心で活力のある暮らしの支援

### (1) 地域支え合い体制の整備

本市においても高齢化が進んでおり、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯が増加し、災害時の避難や孤立死といった社会問題を抱えています。誰もが地域で安心して生活するためには、自助（住民一人ひとりの努力）・共助（住民同士の相互扶助）・公助（公的なサービス）の連携により地域における支え合いの仕組みが必要です。

#### 現状分析

- 今後の自立生活を支援することを目的に、ひとり暮らし世帯及び援護が必要な高齢者世帯の生活状況調査を行っています。

#### 【高齢者世帯調査件数】

(単位：件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
調査件数	9,741	10,189	10,774

- 苫小牧市地域福祉計画に基づき「ふくしのまちづくり」に取り組んでいます。

#### 取組み方針と事業

◇高齢者同士での支え合いも含めたボランティア活動等の市民の自主的な取組みを、高齢者を支える重要な役割を果たすものとして位置づけ、活動の円滑な実施のための環境整備を推進します。

事業No.	事業	内容	担当課
039	高齢者世帯調査	市内に居住している65歳以上のひとり暮らし及び特に援護（見守り）が必要と思われる高齢者がいる世帯を対象に在宅生活の実態を把握し、今後の自立生活の支援や見守り活動に役立てるため、調査を行います。	介護福祉課
040	高齢者見守り活動の推進	市に登録した協力事業者が、高齢者宅への配達、集金などの際に、異変を感じたり相談を受けたりした場合、市に通報する体制をつくり、協力事業者との連携により地域での見守り活動を推進します。	介護福祉課

事業No.	事業	内容	担当課
041	地域福祉の推進	<p>苫小牧市地域福祉計画に基づき、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、共に支え合い助け合いながら安心して暮らせるよう、住民が積極的に地域の福祉活動に参加できる仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>また、社会福祉協議会が中心となり、民生委員児童委員、町内会、老人クラブや各種関係団体等と連携を図り、地域のボランティア活動を促進し、地域福祉を推進します。</p>	社会福祉課
042	ふれあいサロンの推進	<p>地域住民の関係づくりや、住民参加の機会として「ふれあいサロン」の開設を呼びかけ、気軽に地域の住民同士が集う機会をつくることを支援します。</p>	社会福祉協議会

## (2) 地域包括ケアの推進

介護保険法の改正において、市町村は介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される地域ケア会議を設置することが新たに位置づけられました。このほか在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が位置づけられたことにより、地域包括ケアの推進を図ります。

### 現状分析

■本市では、地域包括支援センターを市内7か所設置しています。地域包括支援センター連絡協議会を設置し、地域包括支援センターの職員相互の情報の共有や資質の向上を図りながら、基本となる「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「介護予防ケアマネジメント業務」を実施し、地域包括ケアの実現に向けた取組みを進めています。

名称	住所	担当日常生活圏域
苫小牧市西地域包括支援センター	青雲町2丁目12-17	西部西地区
苫小牧市しらかば地域包括支援センター	しらかば町5丁目5-6	西部東地区
苫小牧市山手地域包括支援センター	山手町1丁目1-2	中央部北西地区
苫小牧市南地域包括支援センター	新富町1丁目3-7	中央部南西地区
苫小牧市中央地域包括支援センター	若草町3丁目4-8	中央部地区
苫小牧市三光地域包括支援センター	三光町5丁目24-20	中央部東地区
苫小牧市東地域包括支援センター	沼ノ端中央4丁目14-24	東部地区

とまほっと

『とまほっと』とは高齢者をはじめ市民の皆様が“ほっと”和み、“HOT”な心がつながることを表現した地域包括支援センターの愛称です。

■総合相談支援は年々増加しており、相談延べ件数が年間25,000件を超えています。相談対応としては、継続支援や関係機関との連携が必要な支援が求められています。

**【地域包括支援センター相談件数（包括的支援事業）】**

（単位：人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総合相談支援	10,290	10,764	12,604
権利擁護	593	797	708
包括的・継続的ケアマネジメント支援	495	374	549
介護予防ケアマネジメント	13,802	14,175	12,001
計	25,180	26,110	25,862

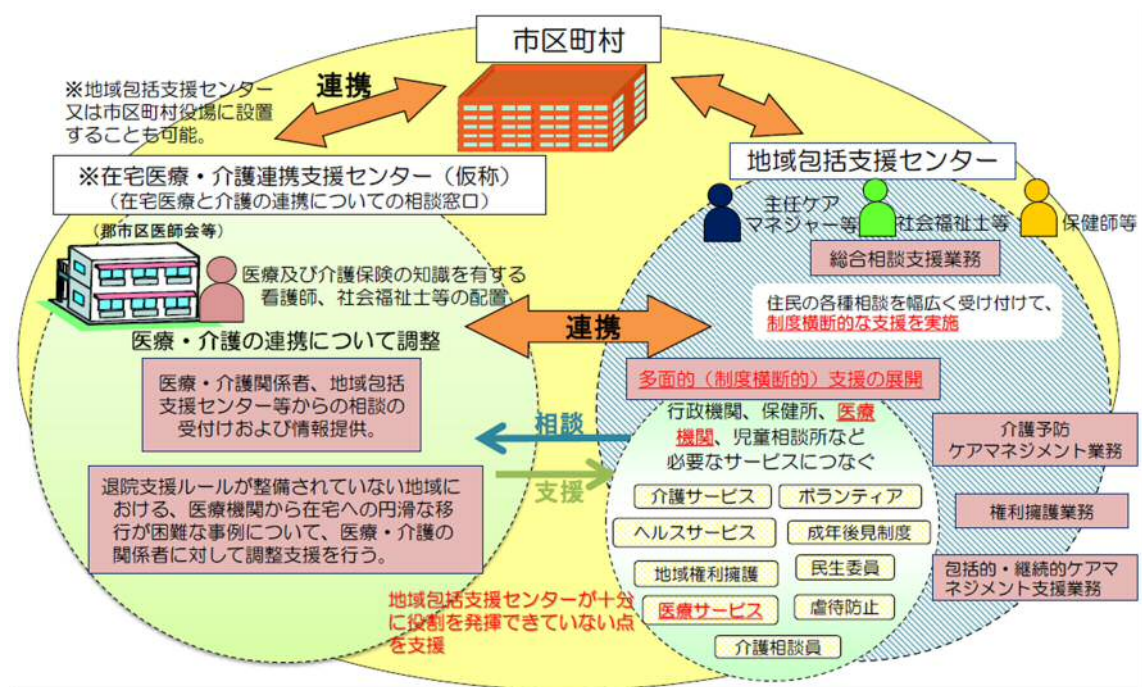
**取組み方針と事業**

- ◇地域包括ケアを推進していくため、引き続き地域包括支援センターを高齢者の総合相談及び介護予防、地域ケア会議の中核拠点として位置づけ、機能をより一層充実させます。
- ◇地域包括支援センターの役割がさらに発揮されるよう、必要な業務や体制を検討していきます。

事業No.	事業	内容	担当課
043	総合相談支援事業	高齢者及びその家族の相談に対し、地域における様々な関係者とのネットワークを活用しながら、地域包括支援センターが中心となり生活の実態把握を踏まえた適切な情報提供や相談支援を行います。	介護福祉課
044	権利擁護のための援助	高齢者の人権や財産を守る権利擁護・虐待防止事業として、成年後見制度の活用や、保健・医療・福祉などの関係機関との連携により、虐待の早期発見・防止を進めます。また、悪質な訪問販売や振り込め詐欺など消費者被害防止に努めます。	介護福祉課
045	包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域のケアマネジャーに対し個別の相談窓口を設置し、支援困難事例等に対する指導助言や相談への対応を行うほか、学習会を開催し事例検討会や研修などを実施します。また、社会福祉協議会、民生委員、町内会など地域の連携や、ケアマネジャーや介護サービス事業者との協力体制を整備し、地域におけるネットワーク構築に向けた体制づくりを進めます。	介護福祉課

事業No.	事業	内容	担当課
046	介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、介護保険の介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成と、それに基づいたサービス利用に関する支援を行います。	介護 福祉課
047	地域ケア会議の実施	高齢者の生活課題に対して、関係する機関と地域ケア会議を開催し、支援方法を明らかにするとともに、地域における課題を把握し、必要な社会資源の把握に努めていきます。	介護 福祉課
048	関係機関とのネットワーク構築	地域包括支援センターを中心に、民生委員やケアマネジャー、老人クラブや医療機関などの地域の様々な機関と連携を密にして、地域のネットワーク構築を図るとともに、個々の高齢者の状況に応じて、介護・医療・福祉などの様々な支援が継続的・包括的に提供されるよう地域包括ケアの仕組みづくりを強化します。	介護 福祉課
049	在宅医療と介護の連携推進	地域包括支援センターやケアマネジャー、また地域の医療機関が、互いに関係機関と連携が図れるよう、体制の整備を図り、推進していきます。	介護 福祉課
050	地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの運営が継続的かつ安定した事業となるよう、地域包括支援センター運営協議会において定期的な点検・評価を行います。	介護 福祉課

図表 25 在宅医療・介護連携支援センターと地域包括支援センターの役割



\* 厚生労働省資料

## 事業の目標量

(単位：人)

事業No.		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
043	総合相談支援	14,000	15,000	16,000
044	権利擁護	750	800	850
045	包括的・継続的ケアマネジメント支援	600	650	700
046	介護予防ケアマネジメント	13,500	15,000	16,000

### (3) 認知症施策の推進

これまでの「ケアの流れ」(認知症の人が行動・心理症状等により「危機」が発生してから的事後的な対応が主眼)を変え、「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置き、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を進めていきます。

認知症高齢者が地域で安心して穏やかに暮らせるためには、周囲の理解とともに、家族への支援、地域の協力が不可欠です。

#### 現状分析

- 認知症に関する地域住民の理解普及を促すため、苫小牧認知症キャラバン・メイトによるサポーター養成を支援するとともに、認知症に関する相談や診療を行う医療機関に関する情報提供を行っています。平成26年度はサポーター9,000人を目標に認知症サポーター養成に取り組んできました。

#### 【認知症サポーター養成数の実績】

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新規養成者数	2,676	1,651	1,965
累積人数	5,020	6,671	8,636

- 平成22年度から、南地域包括支援センターに認知症地域支援推進員1名を配置、平成25年度からは、認知症初期集中支援チームを配置し、地域における認知症に対する支援体制を整備しています。
- 認知症等により判断能力が不十分な高齢者には、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度への利用支援につなげています。



## 取組み方針と事業

- ◇認知症に対する家族や地域の理解が得られるよう、引き続き認知症サポーターの養成を充実・強化していくとともに、サービス提供事業所、民生委員児童委員等地域組織との連携を図り、認知症の早期発見に努めます。
- ◇認知症高齢者を介護する家族に対しては、総合的な相談や家族介護者間の交流、相談、情報提供などにより、精神的負担の軽減に努めます。

事業No.	事業	内容	担当課
051	認知症サポーター養成講座	認知症に対する家族や地域の理解が得られるよう、引き続き認知症サポーターの養成を充実・強化します。また、広報等による周知に努めます。	介護 福祉課
052	認知症の介護相談の実施	地域包括支援センターや市介護福祉課窓口において、認知症に関する相談を行い、必要に応じて、適切な支援へつなげていきます。	介護 福祉課
053	認知症初期集中支援推進事業	認知症初期集中支援チームが、相談内容に応じて支援の方向性を検討し、必要な医療や介護サービスの検討や調整を図り、本人やご家族の自立した生活のサポートを行います。	介護 福祉課
054	認知症地域支援推進員の配置	認知症地域支援推進員を中心に、地域において認知症の人を支援する体制づくりや、関係機関との連携を強化します。	介護 福祉課
055	ほっとカフェ (認知症カフェ)の実施	認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、家族の介護負担軽減などに努めます。	介護 福祉課
056	認知症高齢者等の見守り SOSネットワークの推進	認知症などにより所在不明となった高齢者を早期に発見し、生命・身体の安全を確保するための事前登録や、地域住民等への一斉配信メールの充実、本人及び家族等への支援により再発防止を図ります。	介護 福祉課
057	成年後見制度利用の支援	重度認知症等で判断能力の不十分な方が介護保険サービスの利用、財産管理、日常生活上の支援が必要な場合に、市長を申立人として成年後見制度を利用するように支援します。また、住み慣れた地域での担い手となる市民後見人の養成や活動支援を行うための体制づくりを進めます。	介護 福祉課
058	日常生活自立支援事業の推進	高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な方を対象に、地域の生活支援員が直接訪問して、主に金銭管理などの支援を行います。	社会福祉 協議会

## 事業の目標量

(単位：人)

事業No.		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
051	認知症サポーター養成（累積人数）	11,500	13,000	14,500

## （４）高齢者の虐待防止

高齢者虐待の原因には、身体的、精神的、社会的、経済的要因等様々な問題が考えられます。高齢者虐待の発生予防や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、関係団体、関係機関等との連携・協力体制を構築して対応することが重要です。

### 現状分析

- 平成18年4月、「高齢者虐待防止法」が施行されたことに伴い、本市では平成19年度から「苫小牧市高齢者虐待防止ネットワーク運営事業」により組織を立ち上げ、高齢者や養護者に対して支援を行っています。
- 平成25年度は、高齢者虐待対応支援マニュアル実践版の作成と配布を行うとともに、地域包括支援センターが中心となり研修会を実施しています。

### 取組み方針と事業

◇地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、高齢者の虐待の早期発見、早期対応を図ります。

事業No.	事業	内容	担当課
059	高齢者虐待防止ネットワークの構築	苫小牧市高齢者虐待防止ネットワーク運営事業に基づき、高齢者や養護者に対して支援を行います。	介護福祉課
060	高齢者虐待対応支援マニュアル実践版の活用	高齢者虐待対応支援マニュアル実践版を活用し、各関係機関との共通認識を深め、実践的な対応や連携を図っていきます。	介護福祉課

## (5) 高齢者の自立・安心のための施策

### ①在宅生活支援サービスの提供

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために、買い物・調理・掃除などの家事支援や見守り・安否確認、外出支援、地域サロンの開催など、多様な生活支援サービスを整備していきます。また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活用等を通じて、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援等サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ります。

### 現状分析

■在宅生活支援サービスとして、ひとり暮らし等対象となる方に対し、給食サービスをはじめ、各種サービスを提供しています。

#### 【各種在宅生活支援サービスの実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
在宅高齢者給食サービス			
月平均利用者数（人）	337	317	328
延べ配食数（食/年）	91,876	85,316	86,801
緊急通報システム			
年度末設置台数（台）	191	169	206
ふれあいコール			
登録者数（世帯）	31	33	33
延べコール回数（回/年）	1,692	1,482	1,631
愛の一声運動			
月平均利用者数（人）	336	330	314
延べ配達数（本/年）	98,413	93,722	88,370

■ごみ出しに困っているひとり暮らしの高齢者等を対象に、声かけを行いながらごみを収集する「ふれあい収集」の利用者は年々増加しています。

#### 【ふれあい収集の実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ふれあい収集			
利用世帯数（世帯）	187	253	397
利用者数（人）	215	288	453

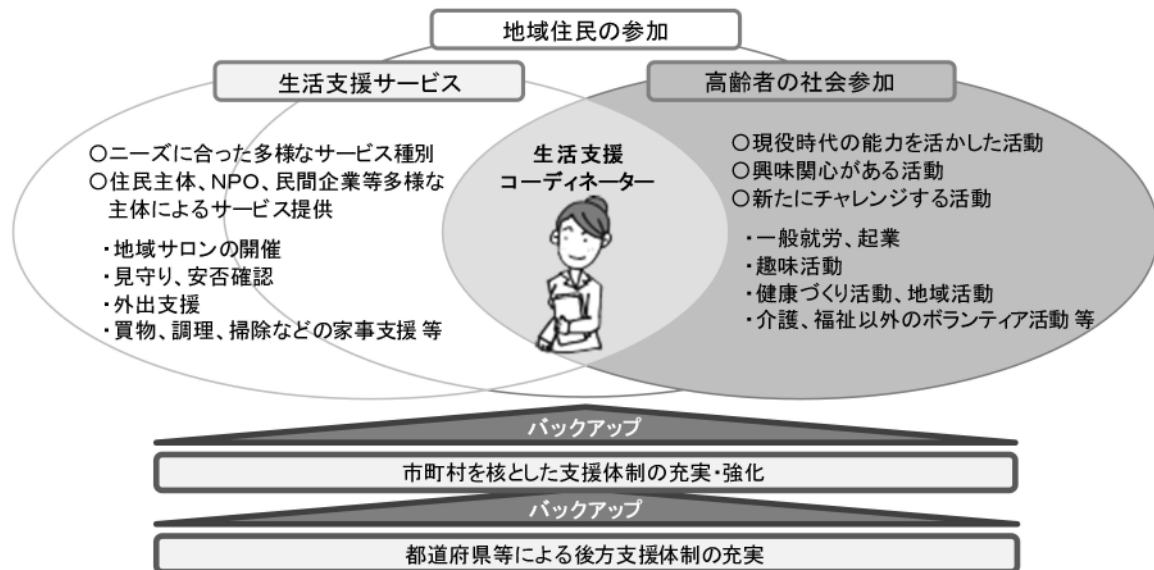
## 取組み方針と事業

- ◇高齢者の自立した生活を支えるために、多様化する高齢者ニーズ等を十分に踏まえ、きめ細かな在宅生活支援サービスを提供します。
- ◇生活支援サービスの充実に向けて、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。

事業No.	事業	内容	担当課
061	在宅高齢者給食サービス	おおむね65歳以上のひとり暮らしや夫婦のみの世帯で心身及び生活環境上の理由等で調理が困難で栄養改善が必要と認められる方に、栄養バランスの取れた夕食を宅配し、安否を確認します。	介護 福祉課
062	日常生活用具の給付	長期にわたって寝たきりやひとり暮らし等の高齢者を対象として、電磁調理器、火災警報器、自動消火器の給付を行います。	介護 福祉課
063	車いすの貸出し	一時的に車いすが必要となった方を対象として、無料で貸し出します。	社会福祉 協議会
064	緊急通報システム	急病、事故等の緊急時の対応が困難なひとり暮らしの高齢者や、65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、緊急ボタンを押すことで消防署に通報される緊急通報装置等を設置します。	介護 福祉課
065	おとしより電話相談、ふれあいコール	相談専用電話を設置し、高齢者やその家族が抱える心配事や悩み事の相談を専任の相談員が受けて、適切な助言・指導を行い、支援サービスの利用につなげます。また、ひとり暮らし等で日常の安否が気遣われる高齢者に、相談員が定期的に電話をかけて安否の確認や励ましの声かけを行います。	介護 福祉課
066	愛の一声運動	ひとり暮らしの高齢者や、高齢者夫婦のみの世帯で、安否確認が必要と認められる方を対象に、市内の乳酸菌飲料販売会社の協力を得て、販売員が声をかけながら乳酸菌飲料を届けます。	介護 福祉課
067	ふれあい収集	ひとり暮らしの高齢者等で、収集場所にごみを出すことが困難な方に対して、自宅前で直接収集を行いながら安否確認を行う「ふれあい収集」を実施し、周知を図ります。	清掃 事業課
068	買い物弱者支援	買い物サポートマップを作成し、買い物弱者を含め、市民の皆さんの買い物の利便性向上や商業の活性化につなげます。	商業 観光課 介護 福祉課

事業No.	事業	内容	担当課
069	生活支援サービスの基盤整備	生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う「生活支援コーディネーター」の配置を進めます。	介護 福祉課

図表 26 生活支援コーディネーターの役割



### 事業の目標量

事業No.		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
061	在宅高齢者給食サービス（人）	335	345	355
062	日常生活用具の給付（人）	8	15	25
064	緊急通報システム（台）	220	230	240
065	ふれあいコール（世帯）	40	50	60
067	ふれあい収集	540 世帯/610 人	610 世帯/680 人	680 世帯/750 人

## (6) 多様な活動への参加促進

高齢者が社会参加し、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながります。多くの高齢者が参加・活動できる環境づくりと多様な機会の創出に取り組んでいく必要があります。

### 現状分析

- ニーズ調査では、外出の機会が少ないと判定された高齢者のうち、75歳以上の女性が全体の4割を占めています。
- 生涯学習の場として、文化交流センターやのぞみ・豊川・住吉・沼ノ端各コミュニティセンターの計5か所に、60歳以上の方を対象とした長生大学を開設しており、年間約350人が受講しています。

### 【長生大学の学生数】

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学生数	357	328	342

- 団塊の世代が高齢期に入り、社会に貢献する貴重な人材としてとらえ、そのパワーを発揮することができる環境が求められています。
- 地域での高齢者の社会参加や社会奉仕の場となっている老人クラブは、現在、市内で61クラブが活動しています。
- 70歳以上の高齢者に「高齢者優待乗車証」を交付し、外出の支援をしています。

### 【高齢者優待乗車証の交付者数と乗車人数】

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付者数(累積)	18,651	19,080	19,568
延べ乗車人数(年間)	825,057	806,434	813,214

### 取組み方針と事業

- ◇高齢者の知識と経験は貴重な社会資源であるとの認識に立ち、高齢者のボランティア活動を支援します。
- ◇高齢者の働く意欲に応じていくよう、定年の引き上げや継続雇用について市内事業所への啓発を行うとともに、苫小牧市シルバー人材センターを支援します。
- ◇いつでも、どこでも、だれでも参加できる高齢者のニーズに対応した多様な学習や生涯スポーツの機会を提供するとともに、高齢期を楽しく生きがいのある充実したものにするため、趣味の講座や学習機会も提供します。これらについては広報紙や市ホームページ等を通じて情報提供の充実にも努めます。

◇引き続き、地域における高齢者の積極的な社会参加や社会奉仕を促進するため、各種支援事業を実施します。

事業No.	事業	内容	担当課
070	高齢者ボランティアの育成	子育て支援などの福祉ボランティア、地域の安全を守る活動、まちづくりや環境ボランティアなど地域の課題に主体的に取り組む高齢者のボランティアを育成し、社会参加・社会奉仕の場を提供します。	社会福祉協議会
071	高齢者の雇用に関する啓発	市内事業所に対し、広報等を利用し高年齢者等の雇用に関する法律について周知し、高齢者の雇用環境を支援します。	工業 労政課
072	シルバー人材センターの支援	補助金の支出や市内事業所へのリーフレットの送付により、定年退職者等の高齢者に臨時的かつ短期的、または軽易な業務に係る就業の機会を提供する苫小牧市シルバー人材センターの活動を支援します。	工業 労政課
073	団塊世代・高齢者の学習支援	長生大学の充実、健康や生きがいを考える学習機会の充実・支援に努めます。また、高齢者の知恵と経験を生かすため、世代間交流を促進し、地域社会を支える担い手として地域の教育力の向上を図ります。	生涯 学習課
074	老人クラブ活動の支援	老人クラブ及び連合会の演芸、スポーツ、社会活動、健康づくり等の活動に対する支援を行います。	介護 福祉課
075	高齢者優待乗車証の交付	高齢者の社会参加を促進するため、1乗車100円でバスに乗車できる高齢者優待乗車証を交付します。	介護 福祉課
076	高齢者理髪サービス事業	70歳以上の理容料金を割引し、高齢者の外出のきっかけづくりを行っている北海道理容生活衛生同業組合苫小牧支部を支援します。	介護 福祉課
077	高齢者支援事業	高齢者の健康や福祉の増進に関わる事業を実施する町内会等を支援します。また、対象となる方へ敬老祝金を贈呈します。	介護 福祉課
078	高齢者福祉センターの利用促進	各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなど利用の促進に努め、高齢者の多様な活動への参加を支援するとともに、環境整備やソフト面での対策を行います。	高齢者 福祉 センター

### 事業の目標量

(単位：人)

事業No.		平成27年度	平成28年度	平成29年度
075	高齢者優待乗車証交付数(累積人数)	20,100	20,600	21,200

## 基本施策 5 安心して暮らせる生活環境づくり

### (1) 高齢者の居住安定

全国的に増加の見込まれる介護等を必要とする高齢者等に対して、高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に展開するために、高齢者居住安定確保計画制度が創設されました。

これを受けて北海道では、高齢者の住まいに係る施策を推進することを目的として「北海道高齢者居住安定確保計画」を策定しました。

計画では、高齢者のニーズに応じた多様な住まいづくり、身近な地域で高齢者が長く暮らせる環境づくり、高齢者の居住の安定確保に向けた体制の確保を基本方針として、具体的な取り組みを進めています。

#### 現状分析

■苫小牧市における高齢者の住まいや施設の状況は以下のとおりです。

#### 【高齢者住まいの状況】

施設種別	施設数（か所）	定員（人）
養護老人ホーム	1	80
軽費老人ホーム	2	100
ケアハウス	6	439
サービス付高齢者向け住宅	9	352
特別養護老人ホーム	9	527

平成 26 年 11 月末現在

■介護サービス利用アンケートでは、現在の場所で生活し続けたいという回答が多い状況から、介護が必要な状態となっても引き続き住み続けられるよう住環境整備の必要性がうかがえます。

#### 取組み方針と事業

◇高齢者や障がい者の安全安心な住環境の確保に向けて、公営住宅の安全対策を行うとともに、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を推進します。

◇ひとり暮らしや支援が必要な高齢者が、要介護状態となっても安心して暮らせるように福祉サービスを提供します。



事業No.	事業	内容	担当課
079	公営住宅の安全対策	共有スペースにおける手すりやスロープの設置を促進するとともに、建て替え時にはエレベーターの設置、室内の段差解消等、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、高齢者や障がい者が安心して暮らせる住宅整備に努めます。	住宅課
080	住宅改修費の支給 (要介護・要支援認定者)	介護保険サービスにより手すりの取り付け、段差の解消などの住宅改修を行う場合、限度額の範囲において費用を支給します。	介護 福祉課
081	高齢者住宅等の情報提供	パンフレットによる情報提供のほか高齢者の住まいの相談に応じます。	介護 福祉課
082	福祉施設のサービス提供	市民ニーズを視野に入れながら、総合的な視点から量的確保を推進します。	介護 福祉課

## (2) 公共施設等のバリアフリー化と公共交通機関の整備

高齢社会における生活環境はノーマライゼーション<sup>※2</sup>の理念に基づき、すべての市民が安心して日常生活を送ることができるよう生活環境を整備していく必要があります。

### 現状分析

- 高齢者や障がい者の社会参加を促進していくためには、歩道や建物の段差の解消、憩いや交流の場となる公園整備における利用しやすさへの配慮等、総合的なふくしのまちづくりを進めることが大切です。
- 植苗・美沢及び樽前地区の生活の利便性向上のため、交通手段を確保しています。
- 第2次苫小牧市地域公共交通総合連携計画に基づき、新公共交通システムの構築を進めています。

※2 ノーマライゼーション：高齢者や心身に障がいのある人たちが、地域の中でともに助け合い、一緒に暮らしていけることがノーマル（正常）だとする社会をいいます。

## 取組み方針と事業

- ◇公共施設、道路、公園等のバリアフリー化の推進を図るとともに、計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討します。
- ◇高齢者の社会参加を支援するため、公共交通機関の利便性の向上に努め、高齢者が安心して活動できる環境づくりを推進します。

事業No.	事業	内容	担当課
083	公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、エレベーター、スロープ、手すりの設置、トイレの改良等を推進し、散策路等は高齢者に配慮した整備を行うよう関係機関と協議を行います。歩道の段差解消や安全な道路交通環境を整備し、障がいのある人の歩行の安全確保、事故防止を図ります。また、公園等のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がいのある人が利用しやすいトイレの設置に努めます。	建築課 設備課 緑地 公園課 道路 維持課
084	公共的施設の整備	公共施設バリアフリー化事業として取り組み、不特定多数の市民が利用する商業施設や公共的施設の利便性を向上させていきます。高齢者や障がい者などが円滑に利用できるための整備を促進します。	社会 福祉課
085	交通手段の確保	利用者ニーズに対応した公共交通サービスを提供するため、デマンド型コミュニティバスを引き続き運行します。	まちづくり 推進課

### (3) 安心・安全対策の充実

高齢期には身体機能の低下による危険が増加するとともに、ひとり暮らしや高齢者世帯では、火災や大きな災害が起きた場合に避難が困難な傾向にあります。本市では「苫小牧市地域防災計画」に基づき、高齢者等の要配慮者への避難支援に取り組んでいます。

#### 現状分析

- ひとり暮らし高齢者の住宅に住宅用火災警報器の設置事業を展開しました。また、毎年福祉施設における消防訓練への参加、福祉施設等防火査察も行っています。
- 北海道の社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施方針の改正に伴い、重点事項に防災体制の整備に関する事項が追加されたことにより、施設等で作成する防災に関するマニュアル等は火災を中心とした防災対策のみではなく、大規模な自然災害も考慮し作成する必要があります。

## 取組み方針と事業

- ◇安全・安心な地域生活を確保するため、地域と協力して施策（事業）に取り組むとともに、災害時要援護者支援制度を推進します。
- ◇地域と協働し、地域の防災力の向上を図ります。
- ◇福祉関係部局と消防の連携により、高齢者等を守る防火対策に取り組めます。
- ◇災害時における避難行動支援に活用するため、避難行動要支援者名簿管理システムの導入を進めています。

事業No.	事業	内容	担当課
086	要援護者支援体制の確立支援	災害時要援護者の把握に努め、町内会等の協力のもとに支援台帳の整備や災害時要援護者の支援体制づくりを進めます。	危機管理室
087	施設等の防災対策	すべての地域密着型サービス事業所で大規模な自然災害を想定したマニュアル等が作成されるよう指導します。また、消防法改正に伴う防火安全設備の設置について、消防本部と連携し促進します。	介護福祉課

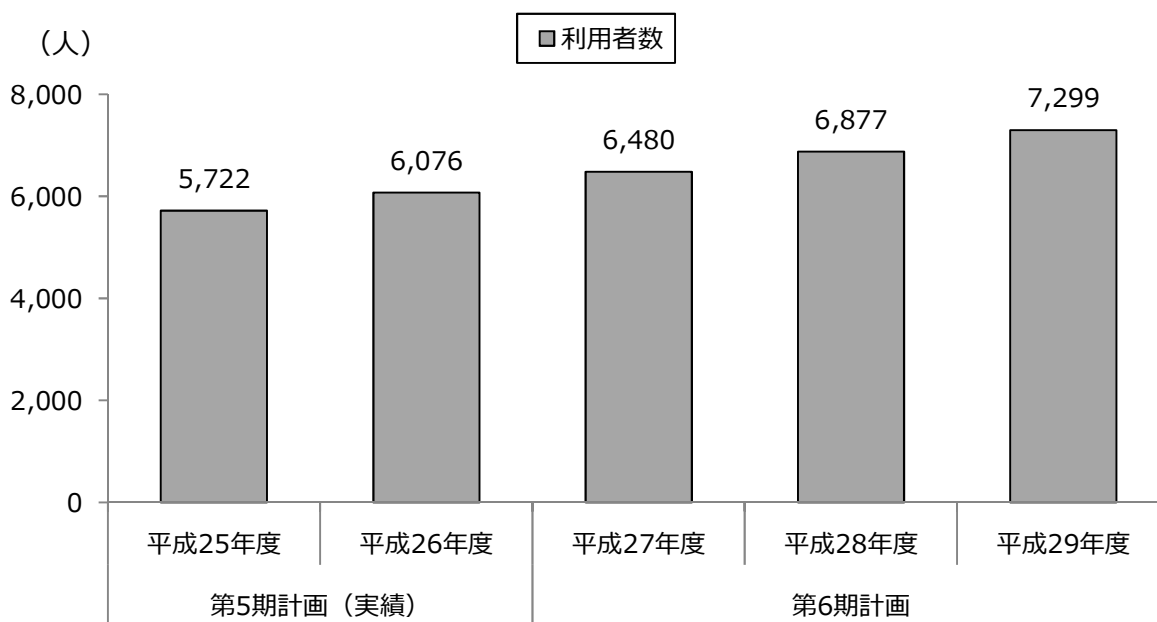
# 第7章

## 介護保険事業の推進

### 1 介護保険サービス利用者数の見込み

今後想定される要介護（要支援）認定者数の増加に伴い、介護保険サービスの利用者数についても増加傾向で推移し、平成26年度（9月利用実績）の6,076人から平成29年度には7,299人にまで増加するものと見込まれます。

図表 27 介護保険サービス利用者数の見込み



## 2 施設・居住系サービス利用者数の見込み

施設・居住系サービス利用者数について平成26年9月の利用実績を基本に1か月あたりの利用者を推計すると、平成26年度の1,808人から平成29年度には、2,140人へと18.4%増加すると見込まれます。

図表 28 施設・居住系サービス利用者数の推計

(単位：人/月)

	第5期計画(実績)		第6期計画		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設サービス	1,024	1,049	1,124	1,176	1,228
介護老人福祉施設	351	353	442	487	532
介護老人保健施設	439	473	444	453	461
介護療養型医療施設	147	137	151	149	148
地域密着型介護老人福祉施設	87	86	87	87	87
居住系サービス	752	759	869	889	912
認知症対応型共同生活介護	440	443	444	444	444
特定施設入居者生活介護	285	287	396	416	439
地域密着型特定施設入居者生活介護	27	29	29	29	29
計	1,776	1,808	1,993	2,065	2,140

注：実績は9月末

### 3 標準的居宅サービス等利用者数の見込み

標準的居宅サービス等利用者数は、平成26年度の4,268人から平成29年度には5,159人へと20.9%増加すると見込まれます。

図表 29 標準的居宅サービス等利用者数の推計

(単位：人/月)

	第5期計画(実績)		第6期計画		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援利用者数	931	971	995	1,041	1,093
要支援1	212	238	256	291	329
要支援2	719	733	739	750	764
要介護利用者数	3,015	3,297	3,492	3,771	4,066
要介護1	960	1,118	1,224	1,379	1,545
要介護2	1,063	1,171	1,283	1,445	1,619
要介護3	537	578	565	542	516
要介護4	271	255	249	240	229
要介護5	184	175	171	165	157
計	3,946	4,268	4,487	4,812	5,159

注：実績は9月末  
標準的居宅サービス等利用者：施設・居住系サービスを除くサービスの利用者

## 4 サービス利用量の見込み

保険給付サービスの利用量については、計画期間における利用者数や基盤整備等の動向を踏まえた上で、実績を基本に、これまでの利用傾向等を勘案して見込んでいます。

### (1) 介護予防サービス・居宅サービス

介護予防サービス・居宅サービスについては、サービスの種類ごと・介護度別にこれまでの実績や利用傾向を勘案して見込んでいます。また、介護予防訪問介護・通所介護については、地域支援事業への移行も考慮しています。

### (2) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

新設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護のほか、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）、小規模多機能型居宅介護など、これまでの実績や利用傾向を勘案して見込んでいます。

### (3) 介護保険施設サービス

介護老人福祉施設については、平成26年度に1か所開設したこと、また、第6期計画中新たに整備することを見込んでいます。また、既存の施設分については、これまでの実績や利用傾向を勘案して見込んでいます。

## (4) 介護・予防給付事業

### ① 予防給付（要支援1・2）の利用量等の見込み

平成27年度から平成29年度までの介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等の利用量等の見込みは以下のとおりです。

図表 30 介護予防サービス（要支援1・2）の利用見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 介護予防サービス				
介護予防訪問介護	延人数(人/年)	6,156	6,432	3,372
	延回数(回/年)	29,052	30,360	15,912
介護予防訪問入浴介護	延人数(人/年)	0	0	0
	延回数(回/年)	0	0	0
介護予防訪問看護	延人数(人/年)	252	276	312
	延回数(回/年)	1,088	1,121	1,163
介護予防訪問 リハビリテーション	延人数(人/年)	24	12	12
	延回数(回/年)	186	173	169
介護予防居宅療養管理指導	延人数(人/年)	36	36	48
	延回数(回/年)	60	60	84
介護予防通所介護	延人数(人/年)	5,124	5,700	3,168
	延回数(回/年)	28,692	31,920	17,736
介護予防通所 リハビリテーション	延人数(人/年)	1,968	1,872	1,836
	延回数(回/年)	9,972	9,480	9,300
介護予防短期入所生活介護	延人数(人/年)	108	108	132
	延日数(日/年)	630	652	745
介護予防短期入所療養介護	延人数(人/年)	0	0	0
	延日数(日/年)	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	延人数(人/年)	1,164	1,380	1,608
介護予防福祉用具貸与	延人数(人/年)	3,192	3,480	3,768
特定介護予防福祉用具販売	延人数(人/年)	216	228	240
② 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	延人数(人/年)	0	0	0
	延回数(回/年)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	延人数(人/年)	36	36	36
介護予防認知症対応型共同生活介護	延人数(人/年)	12	12	12
③ 住宅改修	延人数(人/年)	324	348	384
④ 介護予防支援	延人数(人/年)	11,904	12,456	13,080



②介護給付（要介護1～5）の利用量等の見込み

平成27年度から平成29年度までの居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の利用量等の見込みは以下のとおりです。

図表 31 介護サービス（要介護1～5）の利用見込み

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
① 居宅サービス				
訪問介護	延人数(人/年)	20,580	22,284	23,964
	延回数(回/年)	396,145	433,715	465,037
訪問入浴介護	延人数(人/年)	732	751	801
	延回数(回/年)	3,884	3,986	4,254
訪問看護	延人数(人/年)	4,176	4,368	4,548
	延回数(回/年)	27,523	28,925	30,142
訪問リハビリテーション	延人数(人/年)	744	708	672
	延回数(回/年)	5,536	5,498	5,354
居宅療養管理指導	延人数(人/年)	2,652	2,664	2,688
	延回数(回/年)	3,864	3,876	3,912
通所介護	延人数(人/年)	20,616	14,820	16,320
	延回数(回/年)	173,045	127,766	144,898
通所リハビリテーション	延人数(人/年)	4,896	4,800	4,692
	延回数(回/年)	34,942	34,315	33,680
短期入所生活介護	延人数(人/年)	4,548	4,800	5,016
	延日数(日/年)	55,372	58,428	60,764
短期入所療養介護	延人数(人/年)	192	204	228
	延日数(日/年)	1,745	1,800	1,850
特定施設入居者生活介護	延人数(人/年)	3,588	3,612	3,660
福祉用具貸与	延人数(人/年)	20,568	22,728	25,044
特定福祉用具販売	延人数(人/年)	612	660	720
② 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	延人数(人/年)	1,164	1,200	1,236
認知症対応型通所介護	延人数(人/年)	132	132	144
	延回数(回/年)	1,208	1,381	1,518
小規模多機能型居宅介護	延人数(人/年)	1,452	1,524	1,548
認知症対応型共同生活介護	延人数(人/年)	5,316	5,316	5,316
地域密着型特定施設入居者生活介護	延人数(人/年)	348	348	348
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	延人数(人/年)	1,044	1,044	1,044
地域密着型通所介護（仮称）	延人数(人/年)		7,980	8,784
	延回数(回/年)		68,797	78,022
③ 住宅改修	延人数(人/年)	660	684	720
④ 居宅介護支援	延人数(人/年)	40,452	43,728	47,244
⑤ 介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	延人数(人/年)	5,304	5,844	6,384
介護老人保健施設	延人数(人/年)	5,328	5,436	5,532
介護療養型医療施設	延人数(人/年)	1,812	1,788	1,776

## 5 施設整備の見込み

### (1) 地域密着型サービス

地域密着型サービス事業所の整備状況は、以下のとおりとします。

図表 32 地域密着型サービス事業所の整備状況

(単位：定員 (人))

区 分	平成 26 年度末	平成 29 年度末
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (事業所数)	(0)	(1)
認知症対応型通所介護 (事業所数)	12 (1)	12 (1)
小規模多機能型居宅介護 (事業所数)	140 (6)	140 (6)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (事業所数)	444 (26)	444 (26)
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模ケアハウス) (事業所数)	29 (1)	29 (1)
介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特養) (事業所数)	87 (3)	87 (3)

※平成 28 年度から小規模型通所介護事業所は、地域密着型サービスに移行予定。

### (2) 介護保険施設サービス

施設については、整備目標を以下のとおりとします。

図表 33 介護保険施設の整備状況

(単位：定員 (人))

区 分	平成 26 年度末	平成 29 年度末
介護老人福祉施設 (事業所数)	440 (6)	540 (7~8)
介護老人保健施設 (事業所数)	507 (6)	507 (6)
介護療養型医療施設 (事業所数)	148 (2)	148 (2)

## 6 介護保険サービス事業費の見込み

第6期計画における介護給付費等の見込みは、人口、要介護（要支援）認定者数及びサービスの利用量の見込みや実績等から推計し、算出しています。

### （1）介護予防給付費（要支援1・2）

図表 34 介護予防給付費の見込み

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
① 介護予防サービス	501,029	539,796	423,026
介護予防訪問介護	101,894	106,110	55,521
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	5,042	5,216	5,430
介護予防訪問リハビリテーション	511	474	464
介護予防居宅療養管理指導	285	297	311
介護予防通所介護	176,618	192,252	104,724
介護予防通所リハビリテーション	81,842	77,223	74,857
介護予防短期入所生活介護	2,891	2,993	3,421
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	114,431	136,351	158,169
介護予防福祉用具貸与	13,484	14,716	15,905
特定介護予防福祉用具販売	4,031	4,164	4,224
② 地域密着型介護予防サービス	5,369	5,357	5,350
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,647	2,635	2,628
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,722	2,722	2,722
③ 住宅改修	20,642	21,925	23,746
④ 介護予防支援	51,856	54,334	57,139
予防給付費 計	578,896	621,412	509,261

## (2) 介護給付費（要介護1～5）

図表 35 介護給付費の見込み

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
① 居宅サービス	4,271,918	4,050,907	4,288,904
訪問介護	1,080,153	1,180,029	1,261,544
訪問入浴介護	46,002	48,235	52,431
訪問看護	143,060	150,117	156,453
訪問リハビリテーション	17,780	16,774	16,387
居宅療養管理指導	17,385	17,609	18,022
通所介護	1,336,287	970,189	1,081,634
通所リハビリテーション	300,883	290,964	280,952
短期入所生活介護	464,189	488,534	506,178
短期入所療養介護	16,797	17,352	17,734
特定施設入居者生活介護	611,605	620,365	634,345
福祉用具貸与	223,888	236,071	247,797
特定福祉用具販売	13,889	14,668	15,427
② 地域密着型サービス	1,970,233	2,514,055	2,592,421
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	17,469	18,073	18,459
認知症対応型通所介護	12,438	13,868	14,620
小規模多機能型居宅介護	267,024	283,050	295,174
認知症対応型共同生活介護	1,341,912	1,344,089	1,347,240
地域密着型特定施設入居者生活介護	59,124	59,956	59,987
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	272,266	272,610	274,523
地域密着型通所介護（仮称）		522,409	582,418
③ 住宅改修	41,630	43,327	45,116
④ 居宅介護支援	524,739	562,748	603,467
⑤ 介護保険施設サービス	3,384,787	3,542,325	3,700,034
介護老人福祉施設	1,307,437	1,442,420	1,577,402
介護老人保健施設	1,457,124	1,486,820	1,513,809
介護療養型医療施設	620,226	613,085	608,823
介護給付費 計	10,193,307	10,713,362	11,229,942

### (3) その他給付費

介護保険サービス事業費には、介護予防給付費、介護給付費のほかに「特定入所者介護（予防）サービス費」「高額介護（予防）サービス費」「高額医療合算介護（予防）サービス費」「審査支払手数料」が含まれます。これらの給付費は以下のとおり見込まれます。

図表 36 その他給付費の見込み

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定入所者介護（予防）サービス費	484,792	519,569	556,840
高額介護（予防）サービス費	259,572	277,075	295,758
高額医療合算介護（予防）サービス費	29,967	30,914	31,891
審査支払手数料	11,023	11,546	12,093
その他給付費 計	785,354	839,104	896,582

### (4) 標準給付費

第6期最終年の平成29年度では、介護予防給付費と介護給付費の合計である総給付費は約117億4千万円、前項のその他給付費とあわせた標準給付費の見込額は、平成27年度で約115億6千万円、平成28年度で約121億7千万円、平成29年度では約126億4千万円と見込まれます。

図表 37 標準給付費の見込み

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総給付費	10,772,203	11,334,774	11,739,203
介護予防給付費	578,896	621,412	509,261
介護給付費	10,193,307	10,713,362	11,229,942
その他給付費	785,354	839,104	896,582
標準給付費見込額	11,557,557	12,173,878	12,635,785

## (5) 地域支援事業費

地域支援事業は、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、「包括的支援事業（基本的、重点的事業）」「任意事業」と「介護予防事業」の3事業から構成されます。なお、平成29年度からは「介護予防事業」については「介護予防・日常生活支援総合事業」に変更します。

図表 38 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防事業費			
介護予防事業費	67,315	60,861	-
介護予防・日常生活支援総合事業費	-	-	221,095
包括的支援事業費及び任意事業費	253,825	283,206	326,757
包括的支援事業費	189,475	213,810	253,010
任意事業費	64,350	69,396	73,747
地域支援事業費 計	321,140	344,067	547,852

## (6) 介護保険事業費の見込みと財源

標準給付費見込額と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、3年間合計で約376億円と見込みます。

なお、介護保険事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料（介護給付費交付金）、国、道、市の負担金によって賄われます。

第6期計画期間の第1号被保険者の負担割合は、22%と定められています。

図表 39 介護保険事業費の見込み

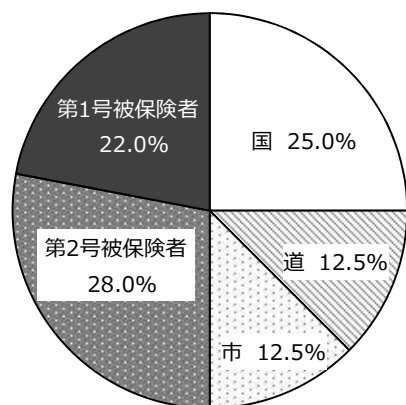
(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	3 年間合計
標準給付費見込額	11,557,557	12,173,878	12,635,785	36,367,220
地域支援事業費	321,140	344,067	547,852	1,213,059
介護保険事業費 計	11,878,697	12,517,945	13,183,637	37,580,279

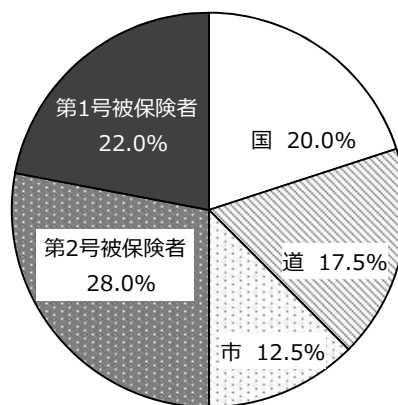
※ 平成27年4月に介護報酬の改定等が予定されています。そのため、今後、その内容により、給付費等の見込額が変動することとなります。

図表 40 介護保険給付の財源構成

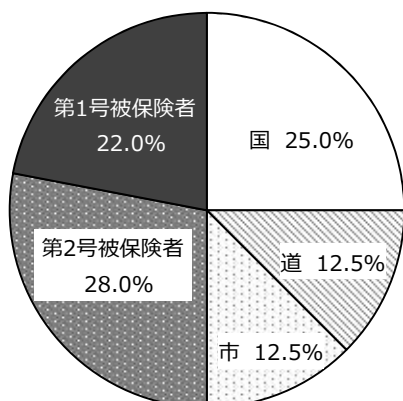
居宅サービス等の財源構成



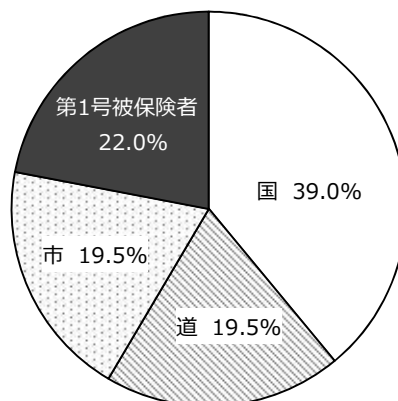
施設サービス等の財源構成



介護予防事業の財源構成



包括的支援事業及び任意事業の財源構成



# 第8章 介護保険料の算定

## 1 国の第6期保険料の基本的な考え方

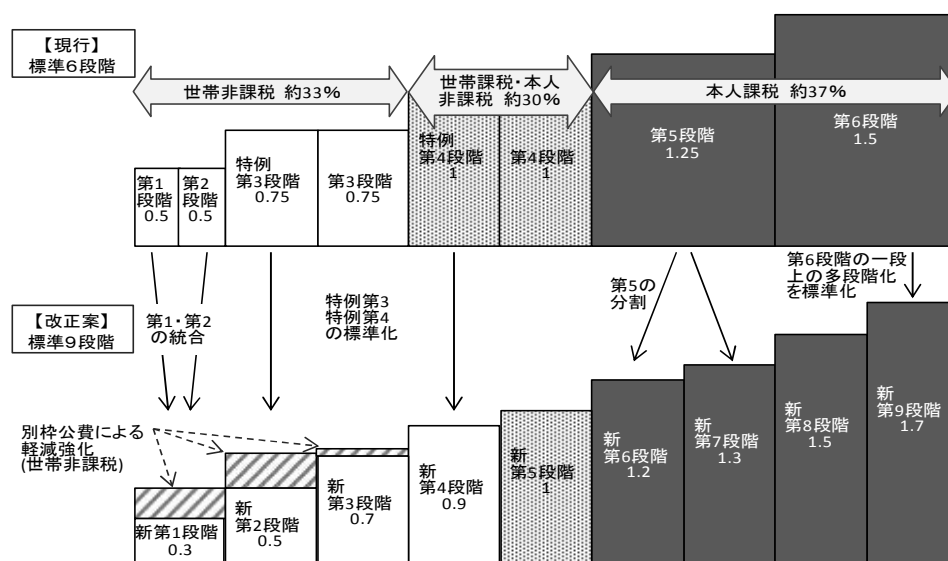
### (1) 第1号保険料の多段階化・軽減強化

#### ①標準段階の見直し

第6期の第1号介護保険料については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、標準段階をこれまでの6段階から、標準9段階に見直します。

見直しのイメージは以下のとおりですが、新第7段階以上の所得の基準については、新第1段階から新第4段階までの軽減分と、新第6段階から新第9段階までの増加分が、全国ベースで均衡するように設定します。

図表 41 第6期の介護保険料の見直しについて



#### ②公費による保険料軽減の強化

今後の更なる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にする必要があります。このため、標準段階の見直しに加え、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設定します。具体的には低所得者の保険料軽減に要する費用を、国が1/2、都道府県が1/4を負担することとします。



## 2

## 第1号被保険者が負担する保険料の設定

## (1) 保険料基準月額算定手順

介護保険制度における65歳以上の保険料（第1号保険料）は、3年間の計画期間中に見込まれる介護保険事業費の所定負担割合を賄えるように設定します。

算定式等		算定の考え方
標準給付費見込額	平成27～29年度の3か年の総給付費	介護予防給付費＋介護給付費
	＋ その他給付費	特定入所者介護（予防）サービス費＋高額介護（予防）サービス費＋高額医療合算介護（予防）サービス費＋審査支払手数料
地域支援事業費	平成27～29年度の各年度に対する上限割合のもと、係る費用を見込む	平成27～29年度における標準給付費見込額から審査支払手数料を除いた額に対する上限割合のもと、係る事業費を見込む



算定式等		算定の考え方
第1号保険料収納必要額	標準給付費見込額 × 22% ＋ 地域支援事業費 × 22%	第1号保険料で負担すべき標準的な割合：22%
	＋ 調整交付金相当額	調整交付金交付割合：標準給付費見込額の5%
	－ 調整交付金見込額	標準給付費額×（後期高齢者加入割合と所得段階別加入割合を全国平均と比較して算出される調整交付金見込交付割合）
	＋ 財政安定化基金拠出金	（標準給付費見込額＋地域支援事業費） × 0%
	－ 準備基金取崩額	介護給付費準備基金積立金の取崩額
	＋ 財政安定化基金償還額	財政安定化基金より借り入れた金額の償還額
	＋ 低所得者に関する第1号保険料の独自減免	低所得者に関する第1号保険料の負担軽減額



算定式等		算定の考え方
第1号保険料基準月額	保険料収納必要額（3か年） ÷ 予定保険料収納率	予定保険料収納率：0.983
	÷ 所得段階別加入割合補正後の 被保険者数	（各所得段階別被保険者数×各所得段階の保険料割合）の 3か年の合計
	÷ 12か月	平均月額

## (2) 保険料所得段階設定の考え方

第6期では、低所得者に対する保険料軽減に配慮し、所得段階を10段階にあらため、それぞれの被保険者の方の負担能力に応じた所得段階を設定します。

なお、第6期の介護保険料については、介護給付費の推計値により変動するため、今後、介護報酬が確定した後に算定します。

### ①公費による保険料軽減の強化

介護保険制度を持続可能なものとするため、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にするという国の考え方に基づき、公費を投入して低所得者の保険料を軽減します。

### ②第6段階（旧5段階）の対象額の変更

第5期では、保険料所得段階第6段階（旧5段階）の対象者は、市町村民税課税者で合計所得金額が125万円未満の方でしたが、国で定める第1基準所得金額が120万円になることから、第6段階（旧5段階）の対象額を120万円未満に変更します。

### ③第7段階（旧6段階）の対象額の変更

第6段階（旧5段階）の対象額の変更に伴い、第7段階（旧6段階）の対象額を120万円以上190万円未満に変更します。

### ④第8段階、第9段階（旧7段階）の対象額の変更

第5期では、保険料所得段階第8段階、第9段階（旧7段階）の対象者は、市町村民税課税者で合計所得金額が350万円未満の方でしたが、国で定める第3基準所得金額が290万円になることから、第8段階（旧7段階）の対象額を190万円以上290万円未満に、第9段階（旧7段階）の対象額を290万円以上350万円未満に変更します。

### ⑤第10段階（旧8段階）の設定

第5期では、保険料所得段階第10段階（旧8段階）の対象者は、市町村民税課税者で合計所得金額が350万円以上の方でしたが、負担能力に応じた保険料を負担していただくために、対象額350万円以上の段階を引き続き設定します。

図表 42 第 6 期介護保険料の所得段階区分と所得段階別第 1 号被保険者推計

		旧段階										
		第1段階	第2段階	第3段階 (軽減)	第3段階	第4段階 (軽減)	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	
(基準額) ×		← 非課税					← 課税					
		2.00										1.90
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">公費により保険料軽減分を補填</div>										
		1.75									1.50	1.70
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(基準額)</div>										
		1.50				0.90	1.00					
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(変更)</div>										
		1.25		0.50	0.70			1.20	1.30			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(変更)</div>										
		1.00										
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(変更)</div>										
		0.75										
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(変更)</div>										
		0.50										
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(変更)</div>										
		0.30										
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	
		生活保護受給者など	万円課税以下世帯で年金収入80	下万円課税を超えて1年20万円8以0	2非課税以外世帯の第1段階、第	下本人(非課税)の年金収入で80万円課税者	有本人第4課税段階以外世帯に課税者	2本人万円課税で合計の所得金額1	9本人万円課税で合計の所得金額1	9本人万円課税で合計の所得金額2	5本人万円課税で合計の所得金額3	5本人万円課税以上合計の所得金額3
第1号被保険者推計	所得段階別	平成27年度	11,569人	3,394人	3,464人	6,487人	3,600人	5,103人	5,152人	3,110人	523人	1,139人
		平成28年度	11,982人	3,515人	3,588人	6,719人	3,729人	5,285人	5,336人	3,221人	541人	1,179人
		平成29年度	12,395人	3,636人	3,711人	6,950人	3,857人	5,467人	5,520人	3,332人	560人	1,220人
	割合(市)	26.6%	7.8%	8.0%	14.9%	8.3%	11.7%	11.8%	7.1%	1.2%	2.6%	
	割合(全国)	19.2%	7.4%	6.7%	15.9%	12.6%	11.7%	11.3%	7.5%	7.7%		

### 3 介護保険料の算定

#### (1) 所得段階別保険料

第6期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

図表 43 介護保険料の所得段階別負担割合

所得段階	対象者	基準額に対する割合
第1段階	生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、または、世帯全員が市町村民税非課税で本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額 × 0.50 (基準額 × 0.30)
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.50 (基準額 × 0.30)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 × 0.75 (基準額 × 0.50)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75 (基準額 × 0.70)
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税者あり）で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税者あり）で第4段階に該当しない方	基準額 × 1.00
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 × 1.30
第8段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 × 1.50
第9段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	基準額 × 1.70
第10段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が350万円以上の方	基準額 × 1.90

※ 基準額の下段（ ）内は公費負担による軽減後の割合

## (2) 低所得者減免の設定

低所得者の負担軽減として行ってきた本市独自の減免は、第6期においても引き続き実施します。

図表 43 低所得者減免の設定と対象基準

対象所得段階	第1段階以外の所得段階	
免除割合	3分の1（ただし、第1段階の保険料を下限とする）	
減免対象基準	収入要件	世帯の年間収入から当該年度の介護保険料を控除した額が、一人世帯140万円、二人世帯200万円、以降一人増えるごとに60万円を加算した額以下であること
	預貯金の保有	世帯の預貯金が、一人世帯140万円、二人世帯200万円、以降一人増えるごとに60万円を加算した額以下であること
	資産の保有	世帯の居住用以外の不動産を所有している場合は、固定資産税の評価額の合算額が100万円以下であること
	扶養条件	別世帯課税者に扶養（税、健康保険）されていないこと
	その他	介護保険料を滞納していないこと

※減免対象基準のすべてに該当した場合に保険料が減免になります。

## (3) 第2号被保険者が負担する保険料の設定

40歳から65歳未満の第2号被保険者の介護保険料は、医療保険者が医療保険料と一括して徴収し、社会保険診療報酬支払基金から介護保険料の保険者である各市町村に介護給付費の28%が交付金として支払われます。

第2号被保険者が各医療保険者に支払う介護保険料は、加入している医療保険によって異なります。

# 第9章 計画推進のために

## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内関係部署の連携

本市が取り組むさまざまな事業の展開にあたっては、「高齢者福祉」の視点を持ち、庁内の関係部署が幅広く連携を取って各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

### (2) 保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践をめざすとともに、高齢者、その家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取組みを充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組みを進めます。

また、北海道、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図ります。

### (3) 地域関係機関等との連携

地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

### (4) 市民との協働

本計画に位置づけられた高齢者保健福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる市民が参画する住民による福祉活動等の取組みも必要となります。地域の特性を生かしたふくしの輪が広がるよう、市民と協働します。

## 2 計画の進行管理

本計画の着実な目標実現に向けて、各年度計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

### (1) 介護保険事業等運営委員会

関係団体の代表者、市民代表により構成される介護保険事業等運営委員会を開催し、給付実績や調査結果の分析をもとに事業の進行管理、及び評価に対する意見をいただき、制度運営に反映させます。

### (2) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営を図るため、地域の関係団体等で構成する地域包括支援センター運営協議会を設置します。

また、この協議会は地域密着型サービス運営協議会を兼ねており、地域密着型サービスの適正配置等の協議も行います。